

2027 年度 東浦町保育園等 入園のご案内

(入園申込に関する手続き関係)

【注 意】

- ① 町立保育園の[民営化に対する現時点の方向性\(P.7\)](#)を記載しています。
本事項をご確認のうえ、お申込みください。
- ② 入園調整等で東浦町からお電話することがあります。**東浦町の電話番号
(Tel0562-83-3111)を必ず登録**してください。
- ③ 本入園申込では、私立園は「保育認定児」のみの受付となっています。教育認定児(3～5歳児)として東ヶ丘幼稚園を希望する方は、東ヶ丘幼稚園に直接お問い合わせください。
- ④ 本文中の青字は、ハイパーリンクで各ページへ遷移できます。

2026 年 8 月 1 日発行 東浦町役場 子育て支援課
東浦町大字緒川字政所 20 番地
Tel0562-83-3111 (代) 内線 142・内線 143

2027 年度 第 1 回 入園申込のスケジュール（概要）

以下のスケジュールは、入園のご案内に記載した項目を概要的にまとめたものです。詳細は入園のご案内の該当ページをご確認ください。なお、求職活動で入所を希望する方は第2回から申込を受け付けます。

	期日	内容	ページ
1	8 月 1 日～ 9 月 7 日	民営化の方針や希望園の保育時間（延長・祝日保育等の有無）（P. 40～41）等を確認する	P. 7～ P. 55

2	9 月 8 日～ 9 月 10 日	第 1 希望園の受取日時に申込書を受け取る ※ 困難な場合は子育て支援課窓口で受け取る	P. 15～ P. 16
---	----------------------	--	---

↓ ※ 保育認定児は、就労証明書や診断書などの認定事由を証明する書類を提出日までに必ず用意してください。発行までに時間を要することがあります。

3	9 月 12 日 12:00～	事前の電子申請を町公式 LINE にて行う	P. 16
---	--------------------	-----------------------	-----------------------

↓

4	10 月 7 日～ 10 月 9 日	第 1 希望園の提出日時に申込書を提出する ※ 困難な場合は子育て支援課に必ず電話	P. 15～ P. 16
---	-----------------------	--	---

↓

5	町立園の場合 11 月 10 日	対象 3 歳児の新入園児のみ 第 1 希望園でプレ保育を実施	P. 21
---	----------------------------	--	-----------------------

↓ ※ 10 月下旬から 11 月中旬にかけて、落選した方に順次電話連絡。入所可能な園がある場合はご案内します。当日中に回答していただくため、落選した場合を想定し、通園可能な園を事前にご家族で決めておいてください。

6	町立園の場合 12 月 4 日	親子面接を実施 ※ 11 月下旬までに通知文を発送します。	P. 22
---	---------------------------	----------------------------------	-----------------------

↓

7	1 月 4 日～ 1 月 29 日	対象 2025 or 2026 年中の所得がない方のみ 育児休業を取得していた方や専業主夫・主婦の方等は、各年 1 月 1 日時点で居住のあった市町村で、住民税申告を行う	—
---	----------------------	---	---

↓

8	町立園の場合 2 月 17 日	入園説明会を実施 ※ 1 月下旬までに通知文を発送します。	P. 23
---	---------------------------	----------------------------------	-----------------------

↓

9	町立園の場合 4 月初旬	入園のつどい ※ 詳細な日程は入園説明会でご案内します。	—
---	------------------------	---------------------------------	---

※ 保育認定児の入園先は就労状況等を基にした選考により決定するため、提出順とは関係ありません。

※ 4～5 歳児の教育認定児については、保育認定児の選考後に余剰枠がある場合に限り、事前に町公式 LINE で行った電子申請順（先着順）で受け付けます。

2027 年度 第 2 回 入園申込のスケジュール（予定）

第 1 回の受付後に余剰枠がある場合に限り、第 2 回を開催します。なお、求職活動で入所を希望する方は第 2 回から申込を受け付けます。

	期日	内容	ページ
1	8 月 1 日～ 12 月 11 日	民営化の方針や希望園の保育時間（延長・祝日保育等の有無）（P. 40～41）等を確認する	P. 7～ P. 55

↓

2	12 月 12 日 12:00～	事前の電子申請を町公式 LINE にて行う			P. 18～ P. 19
			期間	対象児童	
		1次募集	12/12 ～12/13	保育認定児 （求職活動を除く）	
		2次募集	12/19 ～12/20	保育認定児 （求職活動を含む）	
		3次募集	12/26 ～12/27	保育認定児＋ 教育認定児	
		補欠募集	12/28 ～1/3	保育認定児＋ 教育認定児	補欠受付 （選考）

↓ ※ 保育認定児は、就労証明書や診断書などの認定事由を証明する書類を提出日までに必ず用意してください。発行までに時間を要することがあります。

3	1 月 13 日～ 1 月 14 日	申込書を受け取る ※ 困難な場合は子育て支援課窓口で受け取る	P. 18～ P. 19
---	-----------------------	-----------------------------------	---

↓

4	1 月 20 日～ 1 月 21 日	申込書を提出する ※ 困難な場合は子育て支援課に必ず電話	P. 18～ P. 19
---	-----------------------	---------------------------------	---

↓

5	1 月 4 日～ 1 月 29 日	対象 2025 or 2026 年中の所得がない方のみ 育児休業を取得していた方や専業主夫・主婦の方等は、各年 1 月 1 日時点で居住のあった市町村で、住民税申告を行う	—
---	----------------------	---	---

↓

6	町立園の場合 2 月 4 日	親子面接を実施 ※ 申込書提出の際に、通知文をお渡しします。	P. 22
---	--------------------------	-----------------------------------	-----------------------

↓

7	町立園の場合 2 月 17 日	入園説明会を実施 ※ 親子面接の際に通知文を手渡しします。7 月以降の育休明け入園者には 1 月中旬に通知文を発送します。	P. 23
---	---------------------------	--	-----------------------

↓

8	町立園の場合 4 月初旬	入園のつどい ※ 詳細な日程は入園説明会でご案内します。	—
---	------------------------	---------------------------------	---

目次

1. 東浦町立保育園の今後のあり方について	7
1.1. 背景・課題	7
1.2. 民営化の効果	7
1.3. 本方針を踏まえた現時点の方向性	7
2. 2027年度入園の主な変更点	8
2.1. 主な変更点の一覧表	8
2.2. 変更理由・目的等	8
3. 保育園・認定こども園等の入園にあたって	9
3.1. 「支給認定制度」について	9
3.2. 基本保育時間・延長保育時間と保育料金の設定について	10
4. 町立保育園の保育時間と保育日課（概要）	11
4.1. 保育園とは	11
4.2. 町立保育園の役割	11
4.3. 町立保育園のデイリープログラム等	11
5. 2027年度 保育園等入園手続き	14
5.1. 入園対象児童・保育時間	14
5.2. 第1回 申込書の受取・提出	15
5.3. 第2回 申込書の受取・提出	18
5.4. 第1回・第2回の共通項目及び注意事項	20
5.5. 申込み後の日程等（町立保育園の場合）	21
5.6. 入園申込に必要な書類等	24
5.7. 保育料	26
5.8. 保育料の軽減（0～2歳児が対象）	26
5.9. 早朝・延長・土曜日・祝日保育について（町立保育園の場合）	28
5.10. 給食費（町立保育園の場合）	29
6. 私立園のご案内	30
6.1. 夢ハウスめどっこ保育園	30
6.2. 社会福祉法人太陽 あしたがすき保育園	31
6.3. 幼保連携型認定こども園 東ヶ丘学園 東ヶ丘幼稚園	32
7. 保育認定児の入園要件・提出書類	33
7.1. 書類の提出が必要な方	33
7.2. 入園要件と提出書類	33
7.3. 発達支援の要件・申込	35
8. 保育所入所選考基準	36

8.1. 基準点数.....	36
8.2. 個人調整点数（次にあてはまる場合は点数を加減します）	38
8.3. 世帯調整点数.....	39
8.4. 入所調整選考点数.....	39
8.5. 点数計算式	39
8.6. 同一点数時の優先順位	39
9. 保育園等の一覧表（対象児童・保育時間）	40
9.1. 保育園等の一覧表.....	40
9.2. 注釈に関する詳細.....	41
9.3. 全体に関する注意事項	41
10. 2027 年度の保育園等保育料.....	42
10.1. 保育料算定の基準となる市町村民税額	42
10.2. 0～2 歳児の保育料月額（表 1）	42
10.3. 3～5 歳児の保育料.....	43
10.4. 多子世帯の保育料軽減（表 2）	43
10.5. 第二子以降の保育料減免制度.....	44
10.6. 早朝・延長・祝日保育料（町立保育園の場合）	44
10.7. 給食費の減免.....	45
10.8. 保育料等の納入	45
11. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度	46
11.1. 制度説明	46
12. 記入例	47
12.1. 支給認定申請書の記入例.....	47
12.2. 保育所入所申込書の記入例	48
12.3. 就労証明書の記入例	49
12.4. 取扱金融機関と口座振替依頼書の記入例	50
13. 保育に関する Q&A.....	51
13.1. 入園申込に際しての質問.....	51
13.2. 保育時間等に関する質問（町立保育園のみ）	52
13.3. 育児休業に関する質問	53
14. 注意事項	54
14.1. 入園申込に関する注意事項	54
14.2. 退園に関する注意事項	55
14.3. 離婚・結婚・税額変更等した場合の注意事項.....	55
14.4. 給食費に関する注意事項（3～5 歳児）	55

1. 東浦町立保育園の今後のあり方について

子どもや保護者のために、安定的かつ継続性のある保育サービスの提供体制を維持していく必要があります。そのため、改めて町立保育園の役割を確認しながら、民間事業者の活用を踏まえた、「[東浦町立保育園の今後のあり方について](#)」を策定しました。

1.1. 背景・課題

(1) 背景

心身の発達がゆっくりな子どもや医療的ケアが必要な子どもの入園希望、一時預かり事業の利用者の増加等、保育ニーズが多様化しています。

(2) 課題

多様な保育ニーズに対応するためには、安心安全な保育サービスを提供するための保育士の配置が必要不可欠です。しかしながら、全国的にも保育士が不足している状況において、本町も十分な保育体制を整備できていません。

1.2. 民営化の効果

保護者のさまざまな就労形態や、子どもの状況等に応じた保育ニーズは多様化しています。これらの保育ニーズに対して、民間事業者はこれまで培ってきたノウハウにより、柔軟に 대응することができます。また、民間事業者による特色ある保育方針が増えることで、子どもの状況に応じた保護者の選択肢も増え、保育サービスの充実につながります。

1.3. 本方針を踏まえた現時点の方向性

保育ニーズの多様化が進む中で、保護者がより良い選択ができるように、町立保育園と民間事業者が、お互いを補完し合う関係性を構築していきます。

なお、町立保育園の現時点での方向性については以下のとおり進めたいと考えています。また、**既存園の民営化に加え、民間保育所等の誘致**も進めていきます。

保育園	方向性	スケジュール
森岡・森岡西	集約して、民営化	森岡地区拠点施設の基本計画、基本構想と併せて検討する。ただし、集約民営化前に森岡西保育園の民営化も検討していく。
緒川・石浜西・生路・藤江	町立保育園として運営	—
緒川新田・石浜	民営化	2029年4月1日から民営化 を予定。



[町立保育園の民営化について | 町ホームページ](#)

2. 2027 年度入園の主な変更点

2.1. 主な変更点の一覧表

変更点	2026 年度	2027 年度
森岡保育園の新規受入	3～5歳児	5歳児のみ

2.2. 変更理由・目的等

(1) 森岡保育園の新規受入

現在、森岡保育園は、4 歳児クラスと 5 歳児クラスをそれぞれ 1 クラスずつ編成して運営している状況です。3 歳教育認定児の受け入れを停止している状況や、森岡保育園の保育時間などを踏まえると、申込者数の増加を見込むことは困難であり、このままの受入体制を維持することは、適切なクラス編成に影響を及ぼす可能性があります。また、多様化する保育ニーズ及び保育士の配置基準の見直しに対応するため、保育士を有効に配置する必要があります。

以上の点を踏まえ、2027 年度より、森岡保育園における 3 歳児及び 4 歳児の新規受け入れを見送らせていただきます。

※2026 年度に在園している 4 歳児については、2027 年度も 5 歳児として卒園まで保育を継続します。

※2028 年度以降は当分の間、休園とする方針とします。

① 認定こども園・幼稚園・認可外保育施設

町ホームページにて、町内在住の児童が利用した実績のある市町に所在する認定こども園・幼稚園を、一部抜粋して紹介しています。

●対象児童 3～5 歳児の教育認定児

●問い合わせ 子育て支援課 保育係 内線 143



② 多様な子育て応援補助金

保育ニーズが多様化する中、保護者の方が希望する子育てが実現できるよう、多様な子育て応援補助金を支給します。

●対象児童 3～5 歳児の保護者で、保育施設等を利用していない方

●補助額 月額 2 万円／児童

●問い合わせ 子育て支援課 子ども応援係 内線 140



3. 保育園・認定こども園等の入園にあたって

3.1. 「支給認定制度」について

保育園、認定こども園等を利用するには、保育を必要とする事由の「保育認定」または教育を受ける事由の「教育認定」を受ける必要があります。

認定区分		対象となる子ども	生年月日
1号 認定	教育 認定	3～5歳の就学前子ども (保護者の就労状況等は関係ありません。) ※ 本申込による入園枠は町立園のみであるため、受け入れ枠が満4歳以上となっています。ただし、私立幼稚園等に入園を希望する方には、満3歳以上から認定をお出しすることができます。	2021年4月2日～ 2024年4月1日
2号 認定	保育 認定	3～5歳で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	2021年4月2日～ 2024年4月1日
3号 認定		0～2歳で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	2024年4月2日～ 2027年4月1日

さらに、保育認定には就労時間等により「保育標準時間」と「保育短時間」があり、保育の必要量に違いがあります。

区分	就労の場合	保育を利用できる時間
保育標準時間 (11時間利用)	保護者の就労時間(休憩時間を除く) 月 120 時間以上	8:00-19:00 ※町立保育園の場合
保育短時間 (8時間利用)	保護者の就労時間(休憩時間を除く) 月 60 時間以上 120 時間未満	8:00-16:00 ※町立保育園の場合

3.2. 基本保育時間・延長保育時間と保育料金の設定について

以下の基本保育時間等は町立保育園（森岡保育園・生路保育園を除く）の内容です。なお、**登園時間は 8:30-9:00、降園時間は 15:00**を基本として、この時間以外の利用は保護者の就労状況等に応じて対応します。

※ 森岡保育園は早朝保育と延長保育がありません。また、生路保育園は延長保育が 18:00 までとなっています。

※ 「夢ハウスめどっこ保育園、あしたがすき保育園、東ヶ丘幼稚園」の早朝・延長保育については、施設にお問い合わせください。

(1) 教育認定（1号）

8:30 15:00

基本保育時間 (8:30-15:00)
保育料 0円

(2) 保育認定 保育標準時間（2号・3号）

7:30 8:00 19:00

早朝保育	基本保育時間(8:00-19:00)
月額 800 円	3～5歳児 保育料 0円 0～2歳児 保育料金表(P.42) を参照

※ 保護者の就労時間等に応じて、早朝・延長保育をご利用いただけます。

(3) 保育認定 保育短時間（2号・3号）

7:30 8:00 16:00 17:00 18:00 19:00

早朝保育 月額 800 円	基本保育時間(8:00-16:00) 3～5歳児 保育料 0円 0～2歳児 保育料金表(P.42) を参照	1時間延長 月額 1,000 円	
		2時間延長 月額 2,000 円	
		3時間延長 月額 4,000 円	

※ 保護者の就労時間等に応じて、早朝・延長保育をご利用いただけます。

4. 町立保育園の保育時間と保育日課（概要）

4.1. 保育園とは

保育園とは、保護者が共働きなどで、家庭で保育することができない子どもを、保護者に代わって保育する施設です。

4.2. 町立保育園の役割

保育園は、家庭保育が困難な児童の保育を行う施設と同時に、小学校生活に繋がる集団生活の場、社会性を育成する役割を担っています。

東浦町では、幼稚園が少ないことから、保育士の確保ができ、保育認定児を受け入れたクラス定員に余裕がある場合に限り、余剰枠の範囲内で4歳児以上は保護者の就労の有無などに関わらず入園を受け入れています。

4.3. 町立保育園のデイリープログラム等

（1）コアタイムとデイリープログラム

集団活動や課題活動、自発的な遊びなど教育面を重視した「コアタイム」を教育認定児、保育認定児共通して設定し、その前後は保護者の就労等世帯状況に応じた保育を行う「デイリープログラム」を導入しています。

「コアタイム」とは、3歳児以上の全員が参加する時間帯で、保育園生活の核となる時間です。集団生活や課題活動、遊びを通して興味のあることを見つけ、友達と一緒に取り組むなど、物事への関心や集中力を高めるとともに、社会性を育成することを重視します。

（2）基本的な登園・降園時間

子どもの心身の負担、家庭と保育園の役割、実際の保育の展開と効果を考慮して、通常保育の**基本的な登園時間を8:30-9:00、降園時間を15:00**としています。

（3）土曜日保育・祝日保育

町立保育園に在籍している方は、保護者の就労時間に応じて、以下の実施園で土曜日保育及び祝日保育が利用できます。

	区分	実施園	保育時間
1	土曜日保育・祝日保育	緒川保育園	7:30-18:00
2	土曜日保育	石浜保育園	

(4) デイリープログラム：0～2歳児

0歳児

登園 7:30-9:00
好きな遊び 9:00-9:15
おやつ 9:15-9:30
好きな遊び 9:30-9:45
朝の会 9:45-10:10
好きな遊び(おさんぽ・外遊び等) 10:10-11:15
給食 11:15-12:00
昼寝 12:00-14:30
おやつ 14:30-15:00
降園 15:00-16:00
延長保育 16:00-19:00

1・2歳児

登園 7:30-9:00
好きな遊び 9:00-9:25
おやつ 9:25-9:40
朝の会 9:40-10:00
好きな遊び(おさんぽ・外遊び等) 10:00-11:15
給食 11:15-12:00
昼寝 12:00-14:20
おやつ 14:20-15:00
降園 15:00-16:00
延長保育 16:00-19:00

(5) デイリープログラム：3～5歳児

保育認定児(2号) 3～5歳児

コ ア タ イ ム	登園 7:30-9:00
	自由遊び 9:00-9:45
	朝の会 9:45-10:00
	主活動 (課題活動・一斉活動・自主活動等) 10:00-11:00
	給食準備(手洗い・うがい) 11:00-11:30
	給食 11:30-12:30
	自発的な遊び※ (園児自ら選び生み出す遊び) 12:30-13:30
	おやつの準備 13:30-13:50
	おやつ 13:50-14:10
	帰りの準備 14:10-15:00
	降園 15:00-16:00
	延長保育 16:00-19:00

教育認定児(1号) 4～5歳児

登園 8:30-9:00
自由遊び 9:00-9:45
朝の会 9:45-10:00
主活動 (課題活動・一斉活動・自主活動等) 10:00-11:00
給食準備(手洗い・うがい) 11:00-11:30
給食 11:30-12:30
自発的な遊び※ (園児自ら選び生み出す遊び) 12:30-13:30
おやつの準備 13:30-13:50
おやつ 13:50-14:10
帰りの準備 14:10-15:00
降園 15:00

※ 自発的な遊びの時間は年齢・時期によってお昼寝の時間になります。【3歳児】は4月～9月、【4歳児】は6月～9月、【5歳児】は7月～9月にお昼寝をします。

5. 2027 年度 保育園等入園手続き

5.1. 入園対象児童・保育時間

(1) 入園対象児童

	認定区分	内容
1	保育認定児 2・3号認定	保護者の仕事などのために家庭で保育ができない生後6か月以上(一部私立園では生後 57 日目以降)の児童 ※ 保育認定の基準…「 保育認定児の入園要件・提出書類(P.33) 」に該当する児童です。 ※ 求職活動を行うために「0～5歳児の入園」を希望する方は、第2回の入園申込から受け付けます(P.18 を参照)
2	教育認定児 1号認定	保育認定児以外の満4歳以上(2027 年4月1日現在)の児童 ※ 本申込の入園枠は町立園のみであるため、受け入れ枠が満4歳以上となっています。私立幼稚園等に入園を希望する方には認定を満3歳以上からお出しすることができます。 ※ 教育認定児として東ヶ丘幼稚園への入園を希望する方は、東ヶ丘幼稚園に直接お問い合わせください。

(2) 保育時間等 (町立園)

	区分1	区分2	保育時間
1	通常保育 (平日)	教育標準時間	8:30-15:00
2		保育短時間	8:00-16:00
3		保育標準時間	8:00-19:00
4	通常保育 (土曜日)	保育短時間	8:00-16:00
5		保育標準時間	8:00-18:00
6	特別保育	早朝保育	7:30-8:00
7		延長保育	16:00-19:00(土曜日は 18:00まで)
8		祝日保育	7:30-18:00

※ **登園時間は 8:30-9:00、降園時間は 15:00** を基本として、この時間以外の利用は保護者の就労状況等に応じて対応します。

※ 特別保育として保育認定児には、早朝・延長保育、祝日保育を行います。別途申込みと[利用料の負担 \(P.44\)](#)が必要です。

※ 各保育園等の受入れ年齢や保育時間等は、「[保育園等の一覧 \(対象児童・保育時間\) \(P.40\)](#)」のとおりです。家庭状況に応じた保育園等をお選びください。

5.2. 第1回 申込書の受取・提出

申込書の受取・提出には期間を設けています。求職活動を理由に入園を希望する保育認定児は、[第2回（P.18）](#)から受け付けます。

（1）第1回 申込書受取・提出日程表

園名		申込書の 受取日時 【場所】うららん (ひがしうら総合子育て支援センター)	申込書の 提出日時 【場所】うららん (ひがしうら総合子育て支援センター)	時間
町立	森岡保育園 Tel0562-83-2463	9月10日(木)	10月8日(木)	9:30-12:00
	森岡西保育園 Tel0562-83-7733	9月9日(水)	10月7日(水)	幼児 9:30-10:30 乳児 10:30-12:00
	緒川保育園 Tel0562-83-2325	9月8日(火)	10月9日(金)	幼児 9:30-10:30 乳児 10:30-12:00
	緒川新田保育園 Tel0562-34-2563	9月8日(火)	10月9日(金)	15:00-16:30
	石浜保育園 Tel0562-83-1100	9月10日(木)	10月8日(木)	幼児 13:30-15:00 乳児 15:00-16:30
	石浜西保育園 Tel0562-83-6612	9月9日(水)	10月7日(水)	13:30-15:00
	生路保育園 Tel0562-83-2367	9月10日(木)	10月8日(木)	9:30-12:00
	藤江保育園 Tel0562-83-2464	9月8日(火)	10月9日(金)	13:30-15:00
私立	夢ハウスめどっこ保育園 Tel0562-85-1660	9月9日(水)	10月7日(水)	15:00-16:30
	あしたがすき保育園 Tel0562-57-7779	本申込では、私立園は「保育認定児」のみ受付。 教育認定児(3～5歳児)として東ヶ丘幼稚園への入園を希望する方は、幼稚園に直接お問い合わせください。		
	幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園 Tel0562-83-6465			
	すべての園	9月10日(木)	10月9日(金)	16:30-19:00

※ 「申込書の受取」については、原則、第1希望園の日程でお越しください。上記のいずれかの日程でもお越しいただくことが困難な場合に限り、10月9日(金)16:00まで東浦町役場子育て支援課の窓口で申請書類一式を受け取ることが可能です。

(2) 第1回 申込書の受取・提出時のお願い

	項目	内容
1	第1希望園の日程で受取・提出する	原則、第1希望の園の日程に参加してください。都合がつかない場合は他園の日程に参加してください。
2	申込書の受取の場合	他園の日程でもお越しいただくことが困難な場合に限り、10月9日(金)16:00まで東浦町役場子育て支援課の窓口で申請書類一式を受け取ることが可能です。
3	申込書の提出の場合 日程の都合が悪い場合は 早急に連絡 (期日外の調整日)	転入予定で提出日に遠方に住所地を有する、入院等やむを得ない理由で、他園の日程でも都合がつかない場合は、 10月9日(金)16:00までに子育て支援課(Tel0562-83-3111)に必ずご連絡ください。 連絡がない方の「期日外での申込書の提出」はできません。第2回入園受付にご参加ください。
4	在園児の継続入所・転園希望	在園児は在園している園(町立・私立)で申込書を配布します。提出も在籍園にしてください(転園希望の方も在籍園に提出)。転園希望の方は、 町公式 LINE の事前電子申請(P.16) が必要な場合があります。

(3) 保育認定児(新入園・転園)／教育認定児(新入園・転園)の方の受付

決定通知を送付する住所の把握や、教育認定児については入所選考の優先順位(先着順)を決めるため、事前電子申請(町公式 LINE での予約)をお願いします。

	内容
受付期間	9月12日(土)12:00～10月9日(金)24:00
対象	① 保育認定児での「新規入園」及び「転園希望者」 ② 教育認定児での「新規入園」及び「転園希望者」
申請方法	① LINEの町公式アカウント「東浦町役場」を友だちに追加 ② LINEの友だちリストから「東浦町役場」を選択 ③ 画面下の「メニューを開く」を選択 ④ 「ピックアップ」から「2027年度 第1回 保育園等の入園申込」を選択 ⑤ 回答項目を記入したうえで「同意して回答する」を選択
注意事項	入所申込には、LINEでの事前受付と入所申込書の提出が必要

【LINE】町公式アカウント「東浦町役場」を友だち追加		
登録手順	① QRコードをスマホで読み取る ② 「東浦町役場」を友だち追加 ③ 便利メニューの受信設定を開く ④ 基本設定の欲しい情報から「子育て・教育」を選択	
問い合わせ	■町公式 LINE に関すること 東浦町役場 政策課 広報広聴係 TEL0562-83-3111(内線 246)	東浦町役場 公式アカウント 

(4) 選考等に関する注意事項

- ① 保育認定児の入園先は就労状況等に基づく選考により決定するため、提出順は関係ありません。
- ② 4～5歳児の教育認定児については、保育認定児の選考後、**余剰枠がある場合に限り、事前に行った電子申請順（先着順）**で受け付けます。

(5) 入園希望者が定員を超えた場合

第1希望園の入園希望者が年齢別クラスの定員を超えた場合、[保育所入所選考基準 \(P.36\)](#) により、選考を行います。選考の結果により、第1希望園の入所枠をご用意できなかった方には、11月中を目途に子育て支援課から連絡します。

選考の結果により、第1希望園の入所枠をご用意できた方には、11月末に送付する「親子面接の通知文」をもってお知らせします（町立園の場合）。なお、本通知文の段階では内々定の状況であり、正式な入園決定については、[入園説明会 \(P.23\)](#) の際にお渡しする「入所承諾書」をもってお知らせします。

	区分	内容
1	他の園に空きがある場合	定員に空きのある園等に入園していただくことになります。 子育て支援課より打診させていただいた後、当日中にご回答をいただくこととなりますので、事前にご家族内で通園可能な園をご検討ください。
2	他の園に空きがない場合	空きを待つ意思表示があった場合は、空きが出た時点で保育所入所選考基準により、選考を行い、優先度の高い園児から入園案内を行います。

※ 入所申込書の希望園には通園が可能な園のみをご記載ください。第1希望園に落選しても、第2希望または第3希望の園に**空き枠がある場合は保留通知**をお出しすることができません。

5.3. 第2回 申込書の受取・提出

町公式 LINE にて事前受付（定員制、先着順）ができた方のみ入園受付を行います。

（１）第2回 事前受付（電子申請）

電子申請は、受付順を確認するための整理券の扱いとなります。対象児童ごとに事前受付期間が異なるため、注意してください。なお、募集枠数は町ホームページ、申請フォームは町公式 LINE でお知らせします。

	対象児童※1			事前受付 (電子申請)期間	備考
	保 育 認 定 児(求職活 動を除く)	保 育 認 定 児(求職活 動を含む)	教 育 認定児		
1次 募集	○※2	×	×	12 月 12 日(土) 12:00～ 13 日(日)24:00	定員制 (先着順)
2次 募集	○※2	○※2	×	12 月 19 日(土) 12:00～ 20 日(日)24:00	定員制 (先着順)
3次 募集	○※2	○※2	○※2	12 月 26 日(土) 12:00～ 27 日(日)24:00	定員制 (先着順)
補欠 募集	△※3	△※3	△※3	12 月 28 日(月) 12:00～ 2027 年1月3日 (日)24:00	補欠受付 (選考)

※1 対象とあわない申込みの場合は、キャンセル扱いとします。また、同一児童の重複申請をした場合はすべての申請をキャンセル扱いとします。ただし、「1次～3次募集のいずれか一つ」と「補欠募集」とで重複申請した場合は、双方の申請を受け付けます。

※2 第1回及び前次募集（例：2次募集の場合は1次募集）で定員が埋まった場合、募集はありません。募集状況は町ホームページをご確認ください。

※3 キャンセルが発生した場合、「補欠募集及び第2回入園受付以降に申請のあった方」の中から選考し、点数が上位の方から連絡します。

(2) 第2回 申込書受取・提出日程表

事前受付（電子申請）ができた方のみ、下記の日程で書類の受取・提出ができます。

	日付	時間	場所
書類受取日	2027年 1月13日(水)	① 9:30~12:00 ② 13:30~16:30	変更する可能性あり うららん (ひがしうら総合子育て支援センター)
	2027年 1月14日(木)	① 9:30~12:00 ② 13:30~ 19:00	
書類提出日	2027年 1月20日(水)	① 9:30~12:00 ② 13:30~16:30	
	2027年 1月21日(木)	① 9:30~12:00 ② 13:30~ 19:00	

- ※ 書類受取日に会場に行けない方は、2027年1月14日（木）16時までに子育て支援課にご連絡ください。
- ※ 書類提出日に会場に行けない方は、2027年1月21日（木）16時までに子育て支援課にご連絡ください。
- ※ 事前にご連絡いただけなかった方はキャンセル扱いとします。
- ※ 事前受付（電子申請）の申請者数によっては、場所を東浦町役場子育て支援課窓口に変更する場合があります。変更のご連絡は事前受付の際にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。

5.4. 第1回・第2回の共通項目及び注意事項

(1) 育児休業明けの入園を希望する方へ

2027年4月1日から2028年3月31日※までの期間に入園を希望する方は、第1回の募集で申込書を受取・提出してください。なお、提出時点で出生前の児童の申請もできます（出生後は氏名等の情報を追記するため、子育て支援課にお越しください。）。

※ 一部私立園では入園可能な期間が異なります。夢ハウスめどっこ保育園は2027年6月30日までの入園が可能。2027年7月1日以降の入園はできません。

※ あしたがすき保育園は4月入園の方を優先して選考します（選考の順番：①4月入園の児童、②5～6月入園の児童、③7月以降入園の児童）。

(2) 育児休業明けの「ならし保育（0～2歳児）」を希望する方へ

0～2歳児の育児休業明けの入園の場合に限り、復職日の最大2週間前から「ならし保育」を利用できます。

	項目	内容
1	4月1日から利用可	2027年4月1日以降から利用できます。
2	土曜・祝日は利用できません	ならし保育の期間中は、土曜日、祝日の利用はできません。
3	一部私立園では期間が異なります	めどっこ保育園と東ヶ丘幼稚園は復職日の最大1週間前から利用できます。
4	保育料等	ならし保育開始日から日割り保育料が発生します。ただし、早朝保育料、延長保育料は月額で発生します。
5	保護者会費	ならし保育開始月から保護者会費（月額）が発生します。

(3) 求職活動中の方の受付（0～5歳児の入園）

求職活動を行うために、2027年4月1日から「0～5歳児の入園」を希望する方は、入所定員に空きがあった場合のみ第2回で受け付けます。入園を検討している方は町公式LINE等で配信する情報をご確認ください。なお、4～5歳児については、第1回の教育認定児枠としてお申込みいただくことも可能です。

5.5. 申込み後の日程等（町立保育園の場合）

下記で案内しているスケジュールは、町立園に入所申込をした方に限ります。私立園にお申込みいただく方は、私立園に直接お問い合わせください。

（１）プレ保育

３歳児の新入園児を対象にプレ保育を実施します。プレ保育では、先生と一緒に体操をしたり、紙芝居を見たり、手遊びをしたりして、保育園での生活を体験していただきます。

	項目	内容
1	とき	2026 年 11 月 10 日(火)9:15～10:00／10:15～11:00
2	ところ	第 1 希望の保育園
3	対象	第 1 回で申込みした 3 歳児の新入園児と保護者
4	持ち物	スリッパ、外靴をいれるビニール袋
5	申し込み	5.2（３） の事前電子申請内にあります「プレ保育の参加」に関する質問に回答してください(本申込順は入所申込の選考に影響しません。)
6	その他	※ 参加したいが都合がつかない場合は、11 月 10 日(火)9:00 までに第 1 希望園に問い合わせてください。 ※ お申込みいただいた時刻の申込み状況によっては、異なる時間帯でご参加いただくよう依頼させていただくことがあります。ご承知おきください。
7	問い合わせ	第 1 希望の保育園

(2) 親子面接

親子面接では、児童調査書をもとに生育歴やアレルギー等の確認を行うとともに、お子さまが安心して園生活を始められるよう、遊んでいる様子を拝見します。

	項目	内容
1	とき	第1回に申込みした方 2026 年 12 月 4 日 (金) ● 0～2歳児(4月～6月入園) 午前 ● 3～5歳児(4月入園) 午後 第2回に申込みした方 2027 年 2 月 4 日 (木) ※ 詳細な時間は「親子面接の通知文」に掲載予定です。
2	ところ	「親子面接の通知文」に記載のある園
3	対象	4月～6月に入園する児童と保護者
4	持ち物	児童調査書(通知文に同封、ご記載のうえお持ちください)、スリッパ、外靴をいれるビニール袋
5	その他	① きょうだいで別の園に通園する場合 年齢が上の子の親子面接に参加してください。なお、年齢が下の子の面接は開催日までに通園予定の保育園と日程調整を行い、面接を受けてください。 ② きょうだいで同じ園に通園する場合 0～2歳児と3～5歳児のきょうだいで、同じ園に入所する場合は、年齢が下の子も3～5歳児の時間帯で面接を行います。 ③ 7月以降に入園する0～2歳児は別日で実施 2027 年 7 月 1 日以降に育児休業明けで入園する0～2歳児は、入園の1か月程前に面接を行います。入園の2か月程前に園に連絡をし、予約をしてください。なお、入園説明会は 23 ページの日程でご参加ください。 ④ 転園する児童は3歳児のみ実施 2026 年度在籍の2歳児で、2027 年度に3歳児で転園する園児については転園先の園で実施します。
6	申し込み	不要 ※ 2027 年 7 月 1 日以降に育児休業明けで入園する0～2歳児は必要
7	問い合わせ	「親子面接の通知文」に記載のある園

(3) 入園説明会

	項目	内容
1	とき	第1回・第2回に申込みした方 2027 年2月 17 日(水) ※ 詳細な時間は「入園説明会の通知文」に掲載予定です。
2	ところ	「入園説明会の通知文」に記載のある園
3	対象	保護者
4	持ち物	スリッパ、外靴をいれるビニール袋、スマートフォン(またはタブレット)
5	申し込み	不要
6	その他	① きょうだいで別の園に通園する場合 年齢が下の子の説明会に参加してください。なお、上の園児の説明は開催日までに通園予定の保育園と日程調整を行い、説明を受けてください。 ② 転園する児童は転園先で実施 2026 年度在籍の園児で、2027 年度に転園する園児については転園先の園で参加してください。 ③ 入所承諾書などの配布 保育園入所承諾書・保育の支給認定証は、入園説明会でお渡しする予定です。 ※ 2027 年5月1日以降に育児休業明けで入園する0～2歳児は、内定通知書を入園説明会でお渡しします。 入所承諾書については、入園月の前月末頃に郵送します。 ④ 保育料決定通知書の配布 保育料決定通知書は、新入園児、在園児ともに4月中旬までに園からお渡しする予定です。 ※ 2027 年5月1日以降に育児休業明けで入園する0～2歳児は、入園月の前月末頃に郵送します。
7	問い合わせ	「入園説明会の通知文」に記載のある園

5.6. 入園申込に必要な書類等

申込書に次の必要書類を添えて提出してください。世帯状況等によって、必要となる書類が異なりますので、自己確認欄でチェックし、間違いのないようにしてください。なお、書類には黒色のボールペンでご記入ください。消せるボールペン、鉛筆、修正テープ等を使用した書類は無効となります。

凡例：私立園で提出が必要な書類

「提出が必要な書類」は町立園と私立園とで異なります。私立園で提出が必要な書類は、書類の名称横の凡例で確認してください。

★：めどっこ保育園、東ヶ丘幼稚園 ◎：あしたがすき保育園

(1) 保育認定児・教育認定児も提出が必要な書類（共通書類）

	提出書類	提出が必要な方	確認
1	施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 ★◎ 記入例はP.47	新入園児は全員	
2	保育所入所申込書 ★◎ 記入例はP.48	入園希望者※は全員	
3	日本スポーツ振興センターへの加入同意書	新入園児は全員	
4	保育時間調査書兼 早朝・延長・土曜日保育申込書◎	入園希望者※は全員	
5	口座振替依頼書 ◎ 記入例はP.50 【注意】口座名義人の確認のため、外国籍の方は通帳をお持ちください。	入園希望者※は全員 (在園児は口座登録のない方・口座変更をする方)	

※入園希望者には、新入園児に加えて継続入園・転園を希望する在園児も含む。

(2) 保育認定児のみ提出が必要な書類

	提出書類	提出が必要な方	確認
1	「保育認定児の実施基準」の提出書類 ★◎ 提出書類についてはP.33	保育認定児として入園を希望する方	
2	保育所使用料減免申請書 ★◎ 【注意】第二子は所得による制限があります。なお、第三子は所得の制限なし。減免の詳細はP.44を参照	0～17歳の児童を2人以上養育している場合で、2人目以降の0～2歳児の入園を希望する方	

(3) 保育認定児・教育認定児も世帯状況により提出が必要となる書類

	提出書類	提出が必要な方	確認
1	マイナンバー利用同意書 ★◎ (課税資料等・課税資料貼付票でも可)	2026 年1月2日以降 に転入した方 (欄外の【注意】を参照)	
2	園児住所確認票 ★◎	転入予定で申込をする 方	
3	世帯状況届出書 ★◎	生活保護、ひとり親、在 宅障害児(者)がいる 世帯または遠方に生計 を一にする被監護者 (子ども等)がいる世帯	
4	保育園または子育て支援課が指定する必要 な書類 ★◎	必要がある場合	

【注意】 2026 年 1 月 2 日以降に転入した方

2026 年 1 月 2 日以降に東浦町に転入した方（予定を含む）は、次の証明書等を提出してください。

(1)2027 年1月1日までに東浦町に転入(予定)された方 ①または②

(2)2027 年1月2日以降に東浦町に転入(予定)された方 ①または「②と③」

① マイナンバー利用同意書

② 2026 年度市町村民税課税通知書(写し)、2026 年度市町村民税県民税課税証明書のいずれか

③ 2027 年度市町村民税課税通知書(写し)、2027 年度市町村民税県民税課税証明書のいずれか

※ ③は 2027 年 6 月以降しか発行できません。発行以前に入所申込をされた該当者は、申込後に発行して提出してください。

※ 通知書等のコピーは提出会場ではしませんが、事前にご用意ください。

※ 必要書類の提出がない場合は受付できません。

(3)海外からの転入により、日本での課税情報がない方はご相談ください。

5.7. 保育料

(1) 3～5歳児の保育料

「幼児教育・保育の無償化」により、3～5歳児の教育・保育認定児の保育料は0円です。

ただし、「早朝保育料」、「祝日保育料」、「短時間認定児における延長保育料」、「給食費」は有償になります。

(2) 0～2歳児の保育料

0～2歳児の保育料は、児童と同居する扶養義務者（父母、又は祖父母）の課税状況により、児童の年齢に応じて階層別に決定します。詳細は、[保育料月額（表1）（P.42）](#)を参照してください。

5.8. 保育料の軽減（0～2歳児が対象）

兄弟姉妹の同時入所の軽減以外に以下の軽減があります。軽減は、手続きがあった翌月以降から対象となります。手続きが遅れた場合、遅れた月分の保育料については減額対象とはなりませんのでご注意ください。

(1) 兄姉が保育園以外の施設に通園・利用している場合の軽減

就学前の兄姉が認可園以外の施設に通園・利用している場合、保育園に入園する児童が軽減の対象となる場合があります。

手続きには、次の①と②の書類を提出してください。

	区分	内容
1	提出書類	① 保育園児の兄姉が認可園以外の施設に通園・利用している申出書 ② 以下のいずれか一つ (ア) 在園・利用証明書 (イ) 入園・利用通知書の写し等
2	認可園以外の施設	幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、医療型児童発達支援事業所、家庭的保育事業、企業主導型保育事業等

※ 2027年度から認可園以外の施設に入園・利用予定の方については②（イ）を提出してください。

（２）第二子以降の保育料の減免

保護者が18歳未満の児童を2人以上養育している場合で、2人目以降の0～2歳児が保育園等に入園しているときは、その園児の保育料を減免できる場合があります。

具体的には、次の①から③の条件の全てに当てはまる園児が対象になります。

	区分	内容
1	条件	① 入園年度の4月1日時点で0～2歳児である。 ② 入園年度の4月1日時点で18歳未満の児童が2人以上いて、生計を同一にしている。 ③ 入園園児の年齢が上から数えて2人目以降である。 ※ 所得による制限があります。詳細については、 第二子以降の保育料減免制度（P.44） を参照してください。
2	提出書類	● 第二子の場合 保育所使用料減免申請書（第二子保育料軽減用） ● 第三子以降の場合 保育所使用料減免申請書（第三子以降保育料無償化用）

（３）多子世帯及びひとり親世帯などに係る保育料の軽減

多子世帯で[保育料の階層（P.42）](#)が、「①5階層の一部（町民税所得割課税合算額が57,700円未満）」または「②ひとり親世帯等は6階層の一部（町民税所得割課税合算額が77,101円未満）」の場合、保育料の軽減となる場合があります。詳細については、[多子世帯の保育料軽減（P.43）](#)を参照してください。

	区分	内容
1	提出書類	世帯状況届出書 ※ ②の場合のみ必要。 表2(3)に該当（P.43）

5.9. 早朝・延長・土曜日・祝日保育について（町立保育園の場合）

（１）早朝・延長保育

通常の保育時間は 8:30-15:00 としていますが、保育認定児の場合は保護者の仕事や勤務形態等により、さらに保育が必要な場合、早朝は 7:30 から、午後は 19:00 までの保育を実施しています。

	区分	内容
1	申し込み	入園申込時に「保育時間調査書兼早朝・延長・土曜日保育申込書」に記入してください。
2	取消・変更	早朝・延長保育の新規利用や取り消し、利用時間等の変更をする場合は、前月 20 日までに各園に届け出てください。 ※ 届け出がない場合、延長保育を利用しなかった場合も原則前月と同様の金額を納めていただきます。 ※ 申し込みの時期によっては保育士の確保ができるまでは延長保育の利用開始をお待ちいただくことがあります。あらかじめご了承ください。
3	利用料	保育料と一緒に、月末に口座から引き落とされます。 ※ 利用料等の詳細は 早朝・延長・祝日保育料(P.44) を参照してください。

（２）土曜日保育

土曜日保育の利用は、保護者のいずれもが仕事等のため、家庭で保育ができない日に限ります。土曜日が祝日と重なった場合は、祝日保育となります。

	区分	内容
1	申し込み	延長保育と同様です。ただし、給食の関係で各保育園から翌月の予定を月末に再確認をします。
2	利用料	保育料及び延長保育料に含みます。 ※ 利用料等の詳細は 早朝・延長・祝日保育料(P.44) を参照してください。
3	実施園	緒川保育園、石浜保育園 ※ 町立園在園児は土曜日のみ実施園に登園

(3) 祝日保育

祝日保育（振替日も含む）の利用は、保護者のいずれもが仕事等のため、家庭で保育ができない日に限ります。

	区分	内容
1	申し込み	入園後に保育園に利用を申し出ていただきます。
2	利用料	祝日保育後に現金で納付してください。 ※ 短時間認定、標準時間認定に関わらず利用料が発生します。 ※ 利用料等の詳細は 早朝・延長・祝日保育料(P.44) を参照してください。
3	実施園	緒川保育園 ※ 町立園在園児は祝日のみ実施園に登園
4	注意事項	① 祝日保育は 弁当持参 となります。 ② 休園日のため、 ゴールデンウィーク（4月29日、5月3日～5日）と年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。 あらかじめご了承ください。

(4) 早朝・延長・土曜日・祝日保育に係る注意事項

- ① 早朝・延長保育や土曜日・祝日保育は、必要な日、時間のみの利用に限ります。**保護者のいずれかが休暇等を取得した場合は利用できません。**
- ② 利用料が滞納となった場合は、利用を中止させていただきます。

5.10. 給食費（町立保育園の場合）

3～5歳児は、給食食材費として月額5,000円（日割り等はありません。）を負担していただきます。

	区分	内容
1	利用料	保育料と一緒に、月末に口座から引き落とされます。
2	減免制度	多子世帯や低所得者を対象とした減免制度があります。 減免制度の詳細はP.45 を参照してください。
3	注意事項	計画入院等の理由で1か月以上通園しない場合に限り、前月の20日まで（緊急入院等のやむを得ない理由の場合は別途協議）に申立書をご提出いただいた場合は、給食費を免除できます。

6. 私立園のご案内

6.1. 夢ハウスめどっこ保育園

夢ハウスめどっこ保育園は、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしています。定員 19 名の小規模保育の特徴を生かし、家庭的な雰囲気の中でのびのびと過ごしています。また、併設する介護施設の利用者や入居者とふれあい、思いやりの気持ちを大切に育んでいます。

	項目	内容
1	保育理念	その子らしく、素直に、のびのび育つ保育
2	取り組み	● アプリを使い、子どもたちの様子を動画で配信しています。 ● インターネットで写真販売を行っています。
3	保育時間	平 日 8:00-19:00 土曜日 8:00-18:00 ※ 早朝保育及び祝日保育は実施していません。また、町立保育園の早朝保育及び祝日保育の利用もできません。
4	保育料	町立園と同じ（P.42） です。ただし、延長保育料、給食費等その他実費負担がありますので、詳細は園にお問い合わせください。
5	申込方法	町立園と同様の一斉申込（P.15） で受け付けます。
6	連携施設	緒川保育園（屋外遊技場の利用、卒園後の受入等）
7	注意事項	育休明け入園は、2027 年 6 月 30 日までの入園が可能です。2027 年 7 月 1 日以降の入園はできません。
8	問い合わせ	● 入園の申込みに関すること 東浦町役場子育て支援課 TEL0562-83-3111 ● 保育内容・見学・実費負担分に関すること 夢ハウスめどっこ保育園 TEL0562-85-1660
夢ハウスめどっこ保育園の最新情報は公式ホームページをご覧ください		
夢ハウスめどっこ保育園 メドック東浦 https://medoc-care.jp/facility/nursery-school/ ご見学はいつでも受け付けております		

6.2. 社会福祉法人太陽 あしたがすき保育園

	項目	内容
1	保育方針	子どもの大きくなろうとする力を信じ、一人一人の子が、その子らしく過ごすことができるように、子どもにとって最もふさわしい生活の場をみんなで創り出す。
2	給食	3大アレルゲン（卵・乳・小麦）を除いた給食を実施しています。
3	保育時間	平日 7:30-19:00 土曜日 7:30-18:00 ※ 祝日保育は実施していません。また、町立保育園の祝日保育の利用もできません。
4	保育料	町立園と同じ(P.42) です。ただし、延長保育料、給食費等その他実費負担がありますので、詳細は園にお問い合わせください。 ※ 保護者の就労時間が月 120 時間以上である場合及びそのほか標準時間認定が選択可能な認定要件の場合は、標準時間認定を選択していただき、標準時間認定の保育料を徴収します。
5	申込方法	町立園と同様の一斉申込 (P.15) で受け付けます。
6	注意事項	あしたがすき保育園は4月入園の方を優先して選考します（選考の順番：①4月入園の児童、②5～6月入園の児童、③7月以降入園の児童）。
7	問い合わせ	- 入園の申込みに関すること 東浦町役場子育て支援課 TEL0562-83-3111 - 保育内容・見学・実費負担分に関すること あしたがすき保育園 TEL0562-57-7779
あしたがすき保育園の最新情報は公式ホームページをご覧ください		
あしたがすき保育園 社会福祉法人太陽 https://www.taiyo-asahi.com/ashita ご見学はいつでも受け付けております		

6.3. 幼保連携型認定こども園 東ヶ丘学園 東ヶ丘幼稚園

幼稚園と保育園の特徴を併せ持つ、東浦町で唯一の認定こども園です。

	項目	内容
1	保育方針	明るく元気な子・思いやりのある子・最後まで頑張る子
2	保育時間内教室	リトミック教室、体育教室、英会話教室、絵画教室
3	課外活動(別途月謝が必要です)	水泳教室、英語教室、学習教室、体育教室
4	給食	園内の給食室でスチームコンベクションオーブンを使ったおいしい給食や、ゼリー、プリン、杏仁豆腐等手作りデザート等を出しています。
5	送迎バス(別途費用が必要です)	3～5歳児のお子さまが利用できます。 ※ バス運営協力費 3,500 円/月が必要です。
6	保育時間	● 保育認定児（0～5歳児） 平日 7:30-18:30 土曜日 7:30-16:30 ● 教育認定児（3～5歳児） 平日 10:00-14:30（あずかり～16:30） 土曜日 休園 ※ 祝日保育は実施していません。また、町立保育園の祝日保育の利用もできません。
7	保育料	町立園と同じ(P.42) です。ただし、延長保育料、給食費などその他実費負担がありますので、詳細は園にお問い合わせください。
8	申込方法 保育認定児のみ	町立園と同様の一斉申込 (P.15) で受け付けます。 ※ 教育認定児は園に直接問い合わせてください。
9	問い合わせ	● 入園の申込みに関すること（保育認定児） 東浦町役場子育て支援課 TEL0562-83-3111 ● 入園の申込みに関すること（教育認定児）・保育内容・見学・実費負担分に関すること 東ヶ丘幼稚園 TEL0562-83-6465
東ヶ丘幼稚園の最新情報は公式ホームページをご覧ください 認定こども園東ヶ丘幼稚園 東ヶ丘学園 https://www.sei-ryou-kai.or.jp/higashigaoka/facility/higashigaoka_youchien ご見学はいつでも受け付けております		



7. 保育認定児の入園要件・提出書類

7.1. 書類の提出が必要な方

(1) 対象者

	書類の提出が必要な方
1	保護者（父親・母親等）
2	2027 年 4 月 1 日現在で 65 歳未満の同居の祖母 0～2歳児の申込に限る

(2) 書類の提出に関する注意事項

	注意事項
1	0～2歳児の入園申込をする方で、2027 年 4 月 1 日現在で 65 歳未満の祖母が同居している場合、優先度の調整を行うため、入園要件に該当する場合は祖母についても下表の提出書類を提出してください。
2	提出していただいた内容を調査するために雇用先等に連絡したり、給与明細の提示を求めたりすることがあります。これにより、 就労実態等が提出書類と相違した場合は、入園を取り消す場合があります。
3	疾病等の理由で入所期限が定められる場合は、改めて書類等を提出いただく場合があります。

7.2. 入園要件と提出書類

	区分	要件	提出書類
1	就労	● 児童の父または母等が家庭外または家庭内で仕事をするを常態としていること（会社等に勤務している方、自営業・農業の方等が対象。なお、家庭内の仕事に家事は含まない。）。 ● 月 60 時間以上の就労を行っていること。この 60 時間は、休憩時間を除く 実労働時間（契約上の勤務時間）です。なお、1 日の実労働時間及び月の就労日数が、常勤程度の方を優先します。 ※ 労働者が労務の対価として賃金（通貨）を支払われている場合に限ります。	① 就労証明書 申込時に出生前の児童について、育児休業明けでの入園を希望する場合 ② 「母子手帳の写し（出産予定日の分かるページ）」 ※ 出生後には確定した育児休業期間が記載された就労証明書及び出生報告書の提出が必要です。 ※ 入園受付の際に、再提出用の就労証明書と出生報告書を配布します。

	区分	要件	提出書類
2	出産	出産の前後(産前・産後)であること ● 出産前の有効期間 出産予定月の前月の月初から ● 出産後の有効期間 出産日から8週経過後の日が属する月の末日までの期間	① 出産・傷病等申立書 ② 母子手帳の写し(出産予定日が分かるページ)
3	疾病等	児童の父母等が疾病または心身に障害があること ● 疾病 入院又は一般療養 ● 障害 児童を保育できない程度の場合	① 出産・傷病等申立書 ② 以下のいずれか (A) 医師による診断書 ※期間が明記されていない場合、3か月毎に再提出が必要 ※家庭で保育ができない旨の記載があること (B) 障害者(身体・精神・療育)手帳の写し (C) 介護保険被保険者証の写しと介護サービス計画書の写し (D) 入院説明書等
4	疾病の介護等	児童の家庭内に長期にわたる病人または心身に障害を有する者が常時介護を必要とし、その介護をすること	(C) 介護保険被保険者証の写しと介護サービス計画書の写し (D) 入院説明書等
5	付添	発達支援事業所等で保護者の付添いが必要とされていること	① 事業所契約書 ② 受給者証等
6	就学・職業訓練	● 高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に就学すること ● 年間を通じ、国家資格(受験資格含む)取得のため就学すること ● 月あたり15日以上、就労に必要な資格取得等のため就学すること	① 就学証明(学校長等が発行するもの)等 ② 受講決定通知等の写し ③ 授業スケジュールの写しに学校長等の証明付のもの
7	家庭の災害	児童の家庭が災害等でその復旧にあたっていること	① 申立書 ② リ災証明等
8	求職中 短時間認定のみ選択可 第2回の募集から対象	求職活動中であること ● 求職活動中の有効期間 月の初日から数えて90日経過後の日が属する月の末日までの期間 ※ 90日経過後の日が属する月の20日までに就労証明書または退所届を提出してください。	① 申立書 ② 子育て支援課が提出を求める書類

	区分	要件	提出書類
9	育児休業 3～5歳児 短時間認定 のみ選択可	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており、入所が必要であると認める場合(継続入所含む)	① 就労証明書
10	育児休業 2歳児 短時間認定 のみ選択可	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており、継続入所が必要であると認める場合	
11	その他	町長が特に保育に欠ける等と認めた場合	① 申立書 ② 子育て支援課が提出を求める書類

7.3. 発達支援の要件・申込

心身の発達に課題（集団保育が可能な程度）があり、保育所等で支援が必要なお子さまは、「その他(発達支援)」の認定で入所申込することができます。入所をお考えの方は、必ず通所施設にお伝えのうえ、子育て支援課へお申込みください。

	内容
目的	集団生活を行うことで児童の発達を促す
認定区分	2号認定（保育短時間・月曜日から金曜日のみ）
保育を必要とする事由	その他（発達支援）
対象	一日保育を受けられる健康状態にあり、児童発達支援事業所等での毎日の療育を必要とせず、医療的処置を必要としない、発達を支援する必要のある3歳児以上で、以下の要件を満たす児童。 ① 児童発達支援事業所等(なかよし、はるかぜ等)に入園日時点で6か月以上通所していたこと ② 集団の中での発達の支援が可能であること ※ 就労等の保育を必要とする事由がなくても、保育所等の利用申請ができます。就労等その他の事由がある場合はご相談ください。
確認書類	① 同意書及び面談書 ② 子育て支援課が提出を求める書類
申込時期	① 第1回 8月3日(月)から9月30日(水)まで ② 以降 入所枠がある場合に限り、発達に応じて随時受付
注意事項	認定、利用の可否及び入園日については、児童発達支援事業所及び入所希望園での親子面接等を実施のうえで判断します。

8. 保育所入所選考基準

選考順位は、次の表から判定・算出される点数合計の高い順の世帯から決定します。ただし、「あしたがすき保育園」は、この選考基準に加えて、入所日による優先選考基準を設けています（[P.31](#)を参照）。

8.1. 基準点数

表内の就労に関する就労時間は、**休憩時間を除く実労働時間**です。

入所選考基準			点数		確認書類等
区分	形態		父	母	
就労 (被雇用)	常勤	1か月間の勤務が 140 時間以上(短時間勤務取得後 7.0 時間/日 以上の勤務時間含む)	10	10	就労証明書 給与明細等
		短時間勤務等を取得して勤務時間が 7.0 時間/日 未満の場合	9	9	
	非常勤	1か月間の勤務が 140 時間以上	9	9	
		1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	8	8	
		1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	7	7	
		1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	6	6	
		1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	5	5	
就労 (自営業) ※農業含む	中心者	1か月間の勤務が 140 時間以上	9	9	就労証明書 健康保険証等
		1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	8	8	
		1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	7	7	
		1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	6	6	
		1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	5	5	
	専従者	1か月間の勤務が 140 時間以上	8	8	
		1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	7	7	
		1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	6	6	
		1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	5	5	
		1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	4	4	
就労 (内職)	1か月間の勤務が 140 時間以上		6	6	就労証明書
	1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満		5	5	
	1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満		4	4	
	1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満		3	3	
	1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満		2	2	
出産	出産予定月の前月の月初から出産日から8週経過後の日が属する月の末日までの期間		-	10	申立書 母子手帳

入所選考基準			点数		確認書類等
区分	形態		父	母	
疾病・ 障害	疾 病	入院	10	10	申立書 診断書
		通院…週4日以上通院が必要な期間、または医師の診断により保育できないと認められた期間	8	8	
		居宅療養…医師の診断により保育できないと認められた期間	7	7	
	障 害	肢体体幹障害1・2級所持者で保育ができないと認められた者	9	9	申立書 障害者（身体・精神・療育）手帳の写し等
		視覚障害1・2級所持者で保育ができないと認められた者	9	9	
		その他の身体障害、知的障害または精神障害のため、保育できないと認められる者	7	7	
看護・ 介護等	入 院 付 添	同居の親族（別居の親族で他に親族のいない場合を含む）に週4日以上付添いを行う場合（小児患者、知的障がい等を有する患者、その他病状・急変時等患者への付添い）	9	9	申立書 診断書 介護保険証 計画書（ケアプラン）等
		別居親族に週4日以上付添いを行う場合	5	5	
	居 宅 看 護 ・ 介 護	同居の親族（別居の親族で他に親族のいない場合を含む）に常時身体介護を行う場合	7	7	
		別居の親族に常時身体介護を行う場合	4	4	
		別居の親族の家事援助を行う場合	2	2	
	付 添	発達支援事業所等で保護者の付添いが必要とされている場合	8	8	事業所契約書 受給者証等
災害		災害復旧に当たっている期間	10	10	り災証明書等
就学・ 職業訓練	● 高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に就学する場合 ● 年間を通じ、国家資格（受験資格含む）取得のため就学する場合		7	7	就学証明 受講決定通知 等
	1月あたり15日以上、就労に必要な資格取得のため就学する場合		5	5	
	ひとり親家庭の場合		7	7	

入所選考基準		点数		確認書類等
区分	形態	父	母	
虐待・遺棄・要保護他	児童相談所等からの依頼による場合	10	10	意見書等
求職中	求職活動を行っている場合 月初から 90 日経過後の日が属する月の末日までの期間	1	1	申立書
育児休業 (2～5歳児) 2歳児は継続	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており、入所(2歳児は継続入所のみ適用可)が必要であると認める場合	1	1	就労証明書
① 基準点数				

※ 複数の区分に該当する場合は、点数の最も高い区分を基準点とする。

※ 常時ではない看護・介護を行っている時間のみを実施にあたる時間とし、それにあたる時間についてのみ点数算定する。

8.2. 個人調整点数（次にあてはまる場合は点数を加減します）

個人調整基準		点数		確認書類等
形態		父	母	
東浦町内の保育所・児童館等で月 60 時間以上勤務するもの		+1.5	+1.5	就労証明書
東浦町外の保育所等で月 60 時間以上保育業務にあたるもの		+1	+1	就労証明書
非常勤で親族（三親等以内）の経営する職場に勤務		-1	-1	就労証明書
被雇用者・内職	収入月額が 3 万円未満	-1	-1	源泉徴収票・所得申請書・支払明細等
	収入月額が 1 万円未満	-2	-2	
自営・農業	事業の中心者が児童の父母以外	-1	-1	申立書・所得申告書
	家庭内で行う自営業	-1	-1	就労証明書
② 個人調整点数				

※ 「家庭内労働」の場所の範囲には、居住する居宅敷地内の別棟の作業場を含む。

	父	母
③ 調整後基準点数(①+②)		

④ 平均基準点数(③の合計／人数)	
-------------------	--

8.3. 世帯調整点数

「④平均基準点数」に、次にあてはまる場合には点数を加減します。

世帯調整基準		点数	確認書類等
形態			
生活保護世帯		+2	保護決定通知等
ひとり親世帯で保育者が他にない世帯		+2	遺児手当通知等
ひとり親世帯で他に保育者となる親族がいる世帯		+1	遺児手当通知等
同居の祖母(65歳未満)が入所基準(5点以上7点未満)に該当している場合		-1	就労証明書等
同居の祖母(65歳未満)が入所基準(1点以上5点未満)に該当している場合		-2	就労証明書等
同居の祖母(65歳未満)が入所基準に該当しない場合		-3	
保育料等を滞納している場合		-5	
兄弟姉妹が町立保育園及び児童発達支援事業所等に通う場合 ※ 兄弟姉妹の年齢の点数を加点 ※ 当該児童の年齢の点数は加点の対象外です。	5歳	+0.1	入園申込書、保育園児の兄弟が町立保育園以外の施設に通園・利用している申出書等
	4歳	+0.1	
	3歳	+0.2	
	2歳	+0.5	
	1歳	+0.6	
	0歳	+0.8	
⑤ 世帯調整点数			

8.4. 入所調整選考点数

⑥ 入所調整選考点数(「③調整後基準点数で父または母のいずれか低い者の点数」÷10)	
--	--

8.5. 点数計算式

⑦ 決定点数(④+⑤+⑥)	
---------------	--

8.6. 同一点数時の優先順位

定員より申込者数が超過したうえに、上記の「⑦決定点数」が同点の場合は、以下の優先事項を考慮して決定します。

(A) 延長保育の利用時間 (B) 早朝保育の利用時間 (C) 生活保護世帯	(D) ひとり親世帯で同居の祖父母等無し (E) ひとり親世帯で同居の祖父母等有り (F) その他町長が世帯状況等を勘案し、必要と認めた事項
--	--

9. 保育園等の一覧表（対象児童・保育時間）

9.1. 保育園等の一覧表

9. 保育園等の一覧表（対象児童・保育時間）				入園対象児童				平日保育				土曜日保育	祝日保育
9.1. 保育園等の一覧表				0歳児 （6か月以上）	1歳児	2歳児	3～5歳	通常	早朝	延長			
	園名	電話番号 市外局番 0562	住所 東浦町					8:00 から 16:00	7:30 から 8:00	16:00 から 18:00	16:00 から 19:00	7:30 から 18:00	
町立	森岡保育園	83-2463	森岡字岡田 74				●※1	●					
	森岡西保育園	83-7733	森岡字森の里 84		●※3	●	●	●	●		●		
	緒川保育園	83-2325	緒川字笠松 50-1	●※2	●※3	●	●	●	●		●	●※4	●※5
	緒川新田保育園	34-2563	緒川字肥後原 1-28	●※2	●※3	●	●	●	●		●		
	石浜保育園	83-1100	石浜字白山 1-3	●※2	●※3	●	●	●	●		●	●※4	
	石浜西保育園	83-6612	石浜字三本松 1-1		●※3	●	●	●	●		●		
	生路保育園	83-2367	生路字梨ノ木 62-2				●	●	●				
	藤江保育園	83-2464	藤江字仏 131		●※3	●	●	●	●		●		
私立	夢ハウス めどっこ保育園	85-1660	緒川字栄 39-1	●※6	●	●		●			●	※ 8:00-18:00	
	あしたがすき保育園	57-7779	石浜字吹付 2-194	●※6	●	●	●	●	●		●	●	
	幼保連携型認定こども園 東ヶ丘幼稚園	83-6465	緒川字東仙台 8-5	●	●	●	●	※ 8:30-16:30	※ 7:30-8:30	※ 16:30-18:30		※ 7:30-16:30	

【その他の選択肢】認可外保育施設・補助金

認可外保育施設は、保育を行うことを目的とする施設であって、県知事等から認可を受けていないものをいいます。入所するためには、町を介さず、施設に直接問い合わせる必要があります。なお、東浦町では、保護者の就労形態の多様化や通園の利便性に應えるため、認可外保育施設に係る保育料の補助を行っています。

●対象児童 認可外保育施設に通所している0～2歳児

●補助上限額 月額 13,000 円（最大：月額 26,000 円）



町ホームページ

9.2. 注釈に関する詳細

	内容
※1	森岡保育園は5歳児のみ受入可
※2	「離乳食の提供」をしている町立園は、緒川保育園・緒川新田保育園・石浜保育園です。
※3	離乳食ではなく、必要に応じて幼児食を食べやすい大きさに調整して提供します。
※4	町立園に在籍している児童のみ緒川保育園または石浜保育園の土曜日保育を利用可
※5	町立園に在籍している児童のみ緒川保育園の祝日保育を利用可
※6	めどっこ保育園とあしたがすき保育園は、生後57日目から受入可
－	育児休業明けの入園（P.20） について めどっこ保育園のみ2027年7月1日以降の入園ができません。

9.3. 全体に関する注意事項

	内容
1	入園対象児童の年齢は、2027年4月1日現在の年齢です。
2	定員を上回った場合、希望する園に入園できないことがあります。 ① 他の園に空きがある場合は、希望園でなくともご案内させていただきます。 ② 他の園に空きがない場合は、保留通知を発送させていただきます。
3	早朝・延長・祝日保育を利用される「保育認定児」の希望者は、利用申請と使用料負担が必要です。
4	祝日保育は弁当持参となります。
5	祝日保育（振替日含む）は、ゴールデンウィーク（4月29日、5月3日～5月5日）と年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。

10. 2027 年度の保育園等保育料

10.1. 保育料算定の基準となる市町村民税額

保育料はお子さんの認定区分と年齢、世帯の税額（合算額）から算定されます。

2027 年度保育料等		2028 度保育料等
4～8月分	9～3月分	4～8月分
2026 年度市町村民税額 (2025 年中の所得)	2027 年度市町村民税額 (2026 年中の所得)	

※ 保育料算定上の世帯については、原則、父と母が対象です。

※ 保育料等算定時の市町村民税額は、税額控除前所得割額を基に算定します。

10.2. 0～2 歳児の保育料月額（表 1）

階層			標準時間(短時間)	
			0歳児	1・2歳児
1	1階層を除き、 現年度分(4月 分から8月分ま では、前年度 分)の町民税課 税の世帯であっ て、その町民税 合算額が次の 区分に該当する 世帯	生活保護等世帯	0 (0)	0 (0)
2		町民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)
3		町民税所得割非課税世帯	7,900 (3,900)	7,700 (3,700)
4		町民税所得割課税合算額 48,600 円未満	9,600 (5,600)	9,200 (5,200)
5		48,600 円以上 71,000 円未満	17,200 (13,200)	16,400 (12,400)
6		71,000 円以上 97,000 円未満	25,300 (21,300)	24,400 (20,400)
7		97,000 円以上 169,000 円未満	34,900 (30,900)	34,000 (30,000)
8		169,000 円以上 207,000 円未満	42,500 (38,500)	41,600 (37,600)
9		207,000 円以上 301,000 円未満	43,600 (39,600)	42,800 (38,800)
10		301,000 円以上	47,500 (43,500)	46,600 (42,600)

※ 2歳児が年度途中に3歳になった場合でも、年度末までは2歳児としての保育料をご負担いただきます。

10.3. 3～5歳児の保育料

「幼児教育・保育の無償化」により、保育料は0円です。

- ※ 早朝保育料・祝日保育料は、標準時間認定児、短時間認定児ともに有料
- ※ 延長保育料については、標準時間認定児は無料、短時間認定児は有料

10.4. 多子世帯の保育料軽減（表2）

世帯区分	園児区分	保育料額 (10円未満は切り捨て)
(1) 下記(2)、(3)以外の世帯で保育園等に兄弟同時入所している世帯 (第1階層の世帯を除く)	ア 最も年齢の高い児童(最も年齢の高い児童と同じ年齢の児童が1人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。以下、(2)ア及び(3)アにおいて同じ。)	表1に定める額
	イ 2番目に年齢の高い児童	表1に定める額の1/2
	ウ 上記ア・イ以外の児童	0円
(2) 町民税所得割課税合算額 57,700 円未満の多子世帯	ア 保育園入園児が第1子に該当する場合	表1に定める額
	イ 保育園入園児が第2子に該当する場合	表1に定める額の1/2
	ウ 保育園入園児が第3子以降に該当する場合	0円
(3) 町民税所得割課税合算額 77,101円未満のひとり親世帯等	ア 保育園入園児が第1子以降に該当する場合 要届出 世帯状況届出書	0円

- ※ 就学前の兄弟が町立保育園ではなく、幼稚園・認定こども園に通園している場合、または特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、家庭的保育事業、及び企業主導型保育事業等を利用している場合も届出により、きょうだい減額の対象となります。
- ※ 表2(2)及び(3)に該当する場合の多子計算は、生計を一にし、保護者に監護されている者(例:中学生や小学生の兄弟等)を、年齢が高い順に「第1子」、「第2子」と数え、保育園入園児が該当する児童順位に応じた保育料を徴収します。なお、表2(1)に該当する世帯は通常通り保育園に入園している園児の人数で多子計算の算定を行います。

保育料(市町村民税額)を予め把握したい方 市町村民税額は5・6月ごろに市区町村が配布(特別徴収の方は職場を通じて配布)する町民税・県民税の決定通知書または納税証明書(控除額の記載のあるもの)で確認できます。非課税の方は通知がありません。

10.5. 第二子以降の保育料減免制度

(1) 第二子減免

0～2歳児の園児について、18 歳未満(H21.4.2 以降生まれ)の兄弟がいる場合で年齢が上から数えて第二子のときは、以下のとおり保育料を減免します(要届出(P.27)。届出がない場合は適用されません。)

	町民税所得割課税合算額	保育料の減免額
1	97,000 円未満	全額減免(100%)
2	97,000 円以上 301,000 円未満	半額減免(50%)

(2) 第三子以降減免

0～2歳児の園児について、18 歳未満(H21.4.2 以降生まれ)の兄弟がいる場合で年齢が上から数えて第三子以降のときは、保育料は0円となります。表2(2)、(3)の世帯は届出不要です(要届出(P.27)。届出がない場合は適用されません。)

10.6. 早朝・延長・祝日保育料(町立保育園の場合)

区分	曜日	利用時間	0～2歳児	3～5歳児
早朝保育	月～土曜日	7:30-8:00	800 円/月	
延長保育※	月～土曜日	16:00-17:00	1,000 円/月	
保育短時間	月～土曜日	16:00-18:00	2,000 円/月	
認定者	月～土曜日	16:00-19:00	4,000 円/月	
祝日保育	祝日	7:30-16:00	2,000 円/日	1,000 円/日
	祝日	7:30-18:00	2,500 円/日	1,500 円/日

※ 延長保育料については、以下のとおり減免制度があります。

- ① 表1の1階層世帯、2階層世帯、表2(1)ウに該当する児童は0円となります。
- ② 表2(1)イに該当する短時間認定の児童の延長保育料は、午後7時までの利用の場合に限り、月額 2,000 円となります。
- ③ 表2(2)及び(3)に該当する児童の延長保育料は保育料の軽減割合に準じ、それぞれ 1/2 または無料となります。
- ④ 第三子以降減免(P.44)に該当する児童の延長保育料は0円となります。

※ 延長保育の利用申請をされていない方が、一度でもお迎えが 16 時を過ぎた場合は延長保育使用料の徴収対象となります(早朝保育の場合は8時より前の登園で徴収対象)。

※ 利用申請内の時刻で送迎できない等、施設の運営にご協力いただけない場合は、早朝・延長保育の利用をお断りさせていただく場合があります。

※ 延長保育は月額での徴収となり、日割りはありません。そのため、土曜日・祝日の延長保育は 18 時までしか利用できませんが、平日に 19 時まで利用申請されている方の延長保育料は月額 4,000 円(減免がない場合)となります。

※ 私立園の早朝・延長保育料は各施設にお問い合わせください。

10.7. 給食費の減免

(1) 給食費（町立保育園の場合）

町立保育園に在籍する3～5歳児は、給食食材費として月額 5,000 円を負担していただきます。

	区分	3～5歳児	減免制度
1	給食費（主食費）	月額 700 円	なし
2	給食費（副食費）	月額 4,300 円	あり

※ 私立園の給食費は各施設にお問い合わせください。

(2) 副食費の免除

保育認定児と教育認定児で副食費が免除となる基準が異なります。それぞれの認定で下表の1または2に該当する方が、下表の3の施設に通園している場合に副食費が免除されます。

	区分	保育認定児	教育認定児
1	所得制限	- ふたり親世帯 町民税所得割課税合算額 57,700 円未満 - ひとり親世帯等 町民税所得割課税合算額 77,101 円未満	町民税所得割課税合算額 77,101 円未満
2	児童順位	小学校就学前から数えて第三子以降のお子さま	小学3年生から数えて第三子以降のお子さま
3	対象となる施設	- 認定こども園 - 保育所	- 認定こども園 - 保育所 - 新制度未移行幼稚園

10.8. 保育料等の納入

	内容
1	保育料等は毎月月末（12月 は 25 日）に当月分を口座振替により納入していただきます。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
2	保育料等は、児童の出欠の有無に関わらず1か月分の金額を納入していただきます。
3	保育料等を滞納した場合は、退園していただく場合があります。

11. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

11.1. 制度説明

東浦町では町立保育園に在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

これは保育園の管理下における児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆さまに対して行う制度で、保護者の皆さまの同意の下に加入しています。

上記に同意していただける場合は、別紙同意書にご記入の上、保育所入所申込書等と合わせて提出をお願いします。なお、本同意書は卒園まで有効なものとしていただきます。制度の概要は下記のとおりです。

(1) 給付の種類と内容

	災害の種類	給付金額
1	負傷・疾病	総医療費の 4/10 ※ 給付金額は、医療費補助分（東浦町の収支分）と保護者支給分に分けられます。
2	障害	最大 4,000 万円
3	死亡	最大 3,000 万円

※ 上記以外の被害については、給付の対象外となります。特に児童間でのトラブル（眼鏡や鞆の破損）など、物損事故による賠償のリスクを懸念される方は、個別に保険へ加入することをご検討ください。あらかじめ適切な保険に加入しておくことで、予期せぬトラブルが発生した場合にもスムーズに対応でき、安心して保育園生活を送ることができます。

(2) 共済掛金（年額）

	区分	金額
1	保護者負担額	年額 240 円
2	東浦町負担額	年額 125 円

(3) 公式ホームページ

詳細は日本スポーツ振興センターの公式ホームページをご覧ください

保護者の方へ | 独立行政法人日本スポーツ振興センター

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/default.aspx>



12. 記入例

12.1. 支給認定申請書の記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書

令和8年10月〇〇日

保護者氏名 東浦 太郎

(あて先) 東浦町長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る	氏名	生年月日	性別	保護者	令和9年4月1日
小学校就学前				との続柄	現在年齢
子ども	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 二郎	令和 7 年 5 月 6 日	男・女 子		1 歳

個人番号

保護者	(住所)	(生年月日)
住所・連絡先・生年月日	東浦町大字緒川字政所 20 番地 ハイツ東通 101 号 (電話番号) 080-1234-XXXX	平成 3 年 1 月 1 日
保育の希望の有無※1	☒ 有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園との併願を含む) ☐ 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願を除く)	
認定番号	() ※既に支給認定を受けている場合に記入	

(※1)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。また「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を〇で囲んだ場合は記入してください

続柄	必要とする理由
父	☒ 就労 ☐ 疾病、障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他
母	☒ 就労 ☐ 妊娠、出産 ☐ 疾病、障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業 ☐ その他

②世帯の状況

区分	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名	前年度の市町村 民税課税の有無	備考
児童の世帯員	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 太郎	父	H3.1.1	〇〇会社	☒ 有・ ☐ 無	
	個人番号					
	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 花子	母	H3.3.3	〇〇食品	有・ ☒ 無	
	個人番号					
	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 一郎	兄	R3.4.2	緒川保育園 5歳児	有・ ☒ 無	
	個人番号					
	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 夏男	祖父	S36.3.3	農業	有・ ☒ 無	
個人番号						
	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 冬子	祖母	S40			
個人番号						
	(ふりがな) 〇がしうら じうら 東浦 〇〇					
個人番号						
生活保護適用の有無	☒ 非該当・該当 (年)					

訂正は二重線
修正テープ等は使用不可

保育認定は「有」に〇
教育認定は「無」に〇

保育を必要とする理由に
チェックを入れる。
教育認定申請者はチェック不要。

前年度の市町村民税の課税
状況に応じて〇を付ける。
前年度、扶養に入っていた
方は無となる。

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者名)

利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで		
希望する利用曜日・時間	利用する曜日	利用時間	
(※2)	☒ 日 ☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 祝	8 時 30 分から 17 時 30 分まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)	希望理由	事業者番号
	第1希望 緒川保育園	家から近いから	
	第2希望 石浜保育園	家から2番目に近いから	
	第3希望 石浜西保育園	家から3番目に近いから	

認定区分の希望

☒ 保育標準時間認定を希望(1日最長11時間の保育利用が可能。)
※保育の利用希望がある場合のみ記載
☐ 保育短時間認定を希望(1日8時間の保育利用が可能)
注1: 月60時間以上120時間未満の就労の場合又は就労以外の事由で保育が必要な場合。
注2: 標準時間認定に該当する方も、短時間認定を希望することは可能です。希望する時間によって選択してください。
注3: 利用できる保育時間以上の時間帯を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

(※2)幼稚園、事業所内保育を認めて町に提出する場合は記入不要です。
(※3)町で搬運のため、申請時に記入は不要です。

④税情報等の提供にあたっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な町民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保健等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 東浦 太郎

■利用開始日

(1) 通常入園の方

令和9年4月1日から

(2) 育児休業明け入園の方

育児休業明けの日から

ならし保育(P.20)の希望者

はならし保育の開始日から

■利用終了日

小学校就学前までの期間

(1) 5歳児

令和10年3月31日

(2) 4歳児

令和11年3月31日

(3) 3歳児

令和12年3月31日

(4) 2歳児

令和13年3月31日

(5) 1歳児

令和14年3月31日

(6) 0歳児

令和15年3月31日

47

12.2. 保育所入所申込書の記入例

**令和9年度
保育所入所申込書**
(兼保育児童台帳) ※認定こども園についても利用調整のため本申込書を提出してください。

事務処理欄
新規 継続 転
申込時 保育 教育

東浦町長殿
保育所への入所について次のとおり申し込みます。

訂正は二重線
修正テープ等は使用不可

市に
提供
資料

申込年月日 令和8年10月9日

住所 東浦町大字緒川字政所20
ハイツ東浦
街区 101号
フリガナ ヒガシワラ タロウ

氏名 東浦太郎

電話 父 080-1234-XXXX 母 080-8765-XXXX 発信の優先順位 父 2 母 1

フリガナ ヒガシワラ タロウ 令和9年4月1日現在 生年月日 令和8年5月6日 性別 男 兄弟入所 兄 一郎 5歳 弟 太郎 2歳

入所希望児童名 東浦二郎 1歳

入所希望期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

入所希望理由 例1 両親、祖母とも家庭外で働いているため。(保育認定児の場合)
例2 集団生活に慣れさせるため。(教育認定児の場合)

児童の世帯員

氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校(緊急連絡先)	電話
東浦太郎	父	H3.1.1	〇〇会社	080-1234-〇〇〇〇
花子	母	H3.3.3	〇〇食品	0562-12-〇〇〇〇
一郎	兄	R3.4.2	緒川保育園 5歳児	
夏男	祖父	S36.3.3	農業	080-5678-〇〇〇〇
冬子	祖母	S40.4.4	〇〇会社	080-4321-〇〇〇〇

令和8年1月1日に住んでいた所 愛知県半田市 〇町 〇丁目 〇番地 〇号

令和9年1月1日に住んでいた所 〇県 〇市 〇町 〇丁目 〇番地 〇号

関係

氏名	住所	備考
父方 祖父 東浦夏男	東浦町大字緒川字政所20ハイツ東浦101号	
父方 祖母 冬子	同上	
母方 祖父 森岡秋夫	半田市東洋町1丁目1	
母方 祖母 春美	同上	

※ 以下の世帯に該当する方は、□にレを記入してください。
□生活保護世帯 □ひとり親世帯 □在宅障害児(者)のいる世帯
□遺方に生計を一にする被監護者がいる場合 □いずれにも該当しない世帯

提出日を記入してください。

住所は、号棟まで詳細に記入してください。
東浦町に転入予定の場合
(1)転入先の住所が決まっている場合：転入後の東浦町の住所を記載
(2)転入先の住所が決まっていない場合：転入前の市町村の住所を記載

入園調整等で東浦町から電話をすることがあります。受信する際の優先順位を記入してください。

申込をする児童と兄弟入所の児童の年齢は、令和9(2027)年4月1日現在の年齢を記入してください。
なお、申込をする児童の入所希望期間の最終日は下表を参考にしてください。

年齢	誕生日	入所希望期間
5歳児	R3.4.2~R4.4.1	R10.3.31まで
4歳児	R4.4.2~R5.4.1	R11.3.31まで
3歳児	R5.4.2~R6.4.1	R12.3.31まで

年齢	誕生日	入所希望期間
2歳児	R6.4.2~R7.4.1	R13.3.31まで
1歳児	R7.4.2~R8.4.1	R14.3.31まで
0歳児	R8.4.2~R9.4.1	R15.3.31まで

※誕生日が令和9年4月2日以降の「0歳児」の入所希望期間は令和16年3月31日まで

0~2歳児の育休明け入園の場合
復職日の最大2週間前から慣らし保育を希望できます。東ヶ丘幼稚園とめどっこ保育園は最大1週間

世帯にとられることなく、実際に生計をともにしている家族(P.54の14.1(4))を記入してください。また、自宅以外で就労している方は、勤務先の電話番号(緊急連絡用)を記入してください。

別居・同居のいずれの場合も必ず記入してください。

保育料算定に必要な情報です。いずれかに必ずチェックをしてください。

12.3. 就労証明書の記入例

事業者の皆さまへ

① エクセルファイルで配布

町ホームページに就労証明書のエクセルファイルを掲載しています。

② 各項目の説明

各項目の説明については、該当エクセルファイルの別シートに記載しています。

③ 訂正は二重線(社印が必要な場合も)

誤字等がある場合は、二重線で訂正してください(修正テープ等は使用不可)。なお、右上の代表者欄等に社印を押している場合は、訂正箇所には社印を押す必要があります。

2027年度 第1回 保育園・認定こども園の入園案内 | 東浦町ホームページ



就労証明書																
東浦町長 宛																
証明日 西暦 2026 年 9 月 10 日 事業所名 ○○食品 代表者名 代表取締役 藤江 太郎 所在地 東浦町大字藤江字○○番地 電話番号 0562 - 83 - 0000 担当者名 総務課 ○○ ○○ 記載者連絡先 0562 - 83 - ××××																
下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、罰法上の罪に問われる場合があります。																
No.	項目															
1	業種 ☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☒ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()															
2	フリガナ 本人氏名 東浦 太郎 生年月日 1991 年 1 月 1 日															
3	雇用(予定)期間等 ☒ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日															
4	本人就労先事業所 名称 ○○会社 住所 東浦町大字藤江字○○番地															
5	雇用の形態 ☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業主等 ☐ 家族従業員 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()															
6	就労時間 (固定就労の場合) 月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 ☒ 月 1 日 2 日 3 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日 月間 210 時間 0 分 (うち休憩時間 1440 分) 一日当たりの就労日数 月間 24 日 一週当たりの就労日数 週間 6 日 平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分) 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間等 (シフト時間等) 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
7	就労実績 (注: 日数に有休日数を含む。期間に有休日数を含む) 年月 2026 年 8 月 26 日 / 月 253.50 時間 / 月 26 日 / 月 256.75 時間 / 月 27 日 / 月 263.75 時間 / 月															
8	産前・産後休業の取得 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
9	育児休業の取得 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 期間 2025 年 5 月 7 日 ~ 2025 年 11 月 5 日															
10	産休・育休以外の休業の取得 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
11	復職(予定)年月日 ☐ 復職予定 ☒ 復職済み 2025 年 11 月 6 日															
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 主な就労時間等 (シフト時間等) 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
13	保育士等としての勤務実態の有無 ☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無															
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無 ☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定															
15	入所内定時育休短縮可否 ☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否															
16	育休延長可否 ☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否															
17	単身赴任期間(予定含む)備考欄 年 月 日 ~ 年 月 日															
18	備考欄 恒常的に1~1.5時間の残業あり															
19	保護者記載欄 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>利用中</th> <th>申込中(第一希望)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東浦 一郎</td> <td>2021 年 4 月 2 日</td> <td>緒川保育園</td> <td>☒ 利用中</td> <td>☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>東浦 二郎</td> <td>2025 年 5 月 6 日</td> <td>緒川保育園</td> <td>☐ 利用中</td> <td>☒ 申込中(第一希望)</td> </tr> </tbody> </table>	児童名	生年月日	施設名	利用中	申込中(第一希望)	東浦 一郎	2021 年 4 月 2 日	緒川保育園	☒ 利用中	☐ 申込中(第一希望)	東浦 二郎	2025 年 5 月 6 日	緒川保育園	☐ 利用中	☒ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	施設名	利用中	申込中(第一希望)												
東浦 一郎	2021 年 4 月 2 日	緒川保育園	☒ 利用中	☐ 申込中(第一希望)												
東浦 二郎	2025 年 5 月 6 日	緒川保育園	☐ 利用中	☒ 申込中(第一希望)												

【事業主の方へ】
 (1)東浦町ホームページにエクセルファイルを掲載しています。
 (2)下記①~③に該当する場合は、下記項目についても記入してください。
 ①(No.3)産前・産後休業の方で「更新予定」がある⇒(No.14)(雇用契約の)満了後の更新の有無を記入
 ②(No.6)産前・産後休業の方で、土・日・祝日の勤務がある⇒(No.15)備考欄に「勤務の実態」を記入 (例:「毎週の(週)土曜勤務(8:30~17:15)あり/年2回(日)勤務あり等」)
 ③恒常的に残業がある⇒(No.18)備考欄におよその時間数を記入 (例:「恒常的に0.5~1時間の残業あり」等)

第1希望の園を記載

就労証明書																
東浦町長 宛																
証明日 西暦 2026 年 9 月 10 日 事業所名 ○○食品 代表者名 代表取締役 生路 二郎 所在地 東浦町大字生路字梨ノ木○○番地 電話番号 0562 - 83 - 0000 担当者名 総務課 ○○ ○○ 記載者連絡先 0562 - 83 - ××××																
下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、罰法上の罪に問われる場合があります。																
No.	項目															
1	業種 ☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☒ その他(食品)															
2	フリガナ 本人氏名 東浦 花子 生年月日 1991 年 3 月 3 日															
3	雇用(予定)期間等 ☐ 無期 ☒ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2013 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日															
4	本人就労先事業所 名称 ○○食品 住所 東浦町大字生路字梨ノ木○○番地															
5	雇用の形態 ☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☒ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業主等 ☐ 家族従業員 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()															
6	就労時間 (固定就労の場合) 月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 ☒ 月 1 日 2 日 3 日 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日 月間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一日当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 15 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間等 (シフト時間等) 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
7	就労実績 (注: 日数に有休日数を含む。期間に有休日数を含む) 年月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月															
8	産前・産後休業の取得 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
9	育児休業の取得 ☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 7 月 2 日 ~ 2027 年 5 月 5 日															
10	産休・育休以外の休業の取得 ☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
11	復職(予定)年月日 ☐ 復職予定 ☒ 復職済み 2027 年 5 月 6 日															
12	育児のための短時間勤務制度利用の有無 ☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 主な就労時間等 (シフト時間等) 9 時 0 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)															
13	保育士等としての勤務実態の有無 ☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無															
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無 ☐ 有 ☒ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定															
15	入所内定時育休短縮可否 ☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否															
16	育休延長可否 ☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否															
17	単身赴任期間(予定含む)備考欄 年 月 日 ~ 年 月 日															
18	備考欄 2027年4月1日からの入所内定が出た場合、2027年4月1日から短時間勤務で復職(予定)															
19	保護者記載欄 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>利用中</th> <th>申込中(第一希望)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東浦 一郎</td> <td>2021 年 4 月 2 日</td> <td>緒川保育園</td> <td>☒ 利用中</td> <td>☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>東浦 二郎</td> <td>2025 年 5 月 6 日</td> <td>緒川保育園</td> <td>☐ 利用中</td> <td>☒ 申込中(第一希望)</td> </tr> </tbody> </table>	児童名	生年月日	施設名	利用中	申込中(第一希望)	東浦 一郎	2021 年 4 月 2 日	緒川保育園	☒ 利用中	☐ 申込中(第一希望)	東浦 二郎	2025 年 5 月 6 日	緒川保育園	☐ 利用中	☒ 申込中(第一希望)
児童名	生年月日	施設名	利用中	申込中(第一希望)												
東浦 一郎	2021 年 4 月 2 日	緒川保育園	☒ 利用中	☐ 申込中(第一希望)												
東浦 二郎	2025 年 5 月 6 日	緒川保育園	☐ 利用中	☒ 申込中(第一希望)												

【事業主の方へ】
 (1)東浦町ホームページにエクセルファイルを掲載しています。
 (2)下記①~③に該当する場合は、下記項目についても記入してください。
 ①(No.3)産前・産後休業の方で「更新予定」がある⇒(No.14)(雇用契約の)満了後の更新の有無を記入
 ②(No.6)産前・産後休業の方で、土・日・祝日の勤務がある⇒(No.15)備考欄に「勤務の実態」を記入 (例:「毎週の(週)土曜勤務(8:30~17:15)あり/年2回(日)勤務あり等」)
 ③恒常的に残業がある⇒(No.18)備考欄におよその時間数を記入 (例:「恒常的に0.5~1時間の残業あり」等)

12.4. 取扱金融機関と口座振替依頼書の記入例

保育料(町立及びあしたがすき保育園)、延長保育料(町立)、早朝保育料(町立)及び給食費(町立)の納入は、口座振替をお願いします。

1 取扱金融機関(各本支店)

三菱 UFJ 銀行	三井住友銀行	大垣共立銀行	十六銀行
あいち銀行	名古屋銀行	岡崎信用金庫	半田信用金庫
知多信用金庫	碧海信用金庫	あいち知多農業協同組合	

2 口座振替依頼書記入の注意

- (1) 金融機関は保護者1名につき1口座のみ指定することができます。すでにきょうだいが口座振替を利用している方は同一口座を指定してください。
- (2) 口座振替依頼書の項目は、「①保育料等」の欄に記入してください。「②児童クラブ費」の欄への記入は不要です。
- (3) 印鑑レス口座を指定する場合は、口座振替依頼書による対応が可能かを直接金融機関に確認してください。一部金融機関では対応できないことがあります。

3 口座振替依頼書の提出

入園希望の保育園の日程で入所申込書等とともに提出してください。

4 口座振替日

口座振替日は月末です(12 月は 25 日)。月末が休日の場合は翌営業日が振替日となります。

5 口座振替の通帳表示

保育料等を指定された金融機関から振替した場合は、通帳に次のとおり記入されます。

口座振替費目	通帳表示
保育料、延長保育料、早朝保育料、給食費	ホイクエン

(金融機関用)

愛知県東浦町保育料等・児童クラブ費口座振替依頼書
〔自動払込利用申込書〕
2026年10月9日
金融機関 御中
東 浦 町 長 殿
住所 東浦町大字緒川字政所 20 番地ハイツ東浦
保護者 氏名 東浦 太郎 印
保護者の通帳の届出住所、氏名を記入し、押印する
3枚複写のすべてに押印
下記保育料等については、東浦町から納付書が貴店に送付されたときは、記載の金額を口座振替により納付するので、下記事項を承認のうえ依頼します。
依頼内容 (いずれかに○をつけてください) 1. 新規 2. 変更 3.
◎口座振替を希望する項目にご記入ください。
①保育料等
入所保育園名 入所児童名 生年月日
緒川 保育園 東浦 一郎 令和 3 年 4
緒川 保育園 東浦 二郎 令和 7 年 5
保育園 令和 年
きょうだいが在園していない場合は「1. 新規」
きょうだいが在園している場合は「2. 変更」
②児童クラブ費
加入児童クラブ名
児童クラブ
児童クラブ
児童クラブ
口座番号は右づめで記入し、必ず記載した金融機関の通帳届出印を押印してください。電話番号も通帳届出したものを記載してください。印鑑レス口座の場合は押印不要ですが、確認メールが銀行から届くので承認してください。
◎口座振替依頼金融機関をご記入ください。
金融機関名 預金の種類 口座番号
右からつめてご記入ください
〇〇〇 銀行 信用金庫 農協 △△△ 本 支店 1. 普通 2. 当座 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ ヒガシウラ タロウ 届出印 印 電話 080-1234-xxxx
口座名義人 東浦 太郎
1 口座振替日 納期限の日
記入誤りがある場合 記入が終了したら
該当箇所を二重線で訂正し、訂正箇所を訂正印として届出印を押印してください。 3枚目の「依頼者用」をはがし、1枚目と2枚目を提出してください。

13. 保育に関する Q&A

13.1. 入園申込に際しての質問

Q1	保育認定児で申し込んだ場合、認定証の発行があれば、入園は確実なのですか。 あくまでも 保育の必要性の認定(P.9) であるため、必ずしも入園できるとは限りません。 入園の基準を満たし、かつ、定員の状況により入園の決定がなされます。
Q2	東浦町に転入予定がある場合は、入園資格はありますか。 2027 年4月1日(育児休業明けで入園希望の方は入園月の1日)までに住民票を東浦町へ移し、かつ、生活の実態も東浦町に置く方であれば入園資格があります。同日までの転入が確認できない場合は、入園資格を取り消す場合があります。
Q3	パート・アルバイト勤務等で雇用期間が 2027 年3月 31 日までとなっている場合、2027 年4月からの入園はできますか。 入園できません。ただし、 就労証明書(P.49) の14 欄「(雇用契約の)満了後の更新の有無」が「有」または「有(予定)」となっている場合は、入園できます。
Q4	「入所申込書の提出時」と「入園するとき(入園して3か月以内)」の就労先や就労時間等が異なってしまった場合は、退園になりますか。 提出時の就労状況等によって、入所枠を選考しているため、退園していただく場合があります。変更が発生しそうな場合は、至急、子育て支援課にご連絡ください。 ※ 「転職」や「育児休業明けの時短勤務」を検討している方は、 転職後・時短勤務取得後の就労証明書 を提出日までにご用意ください。 ※ 育児休業明けの派遣先が紹介されずに就労できない場合等も退園となる場合があります。
Q5	保育認定で入園した3歳児は、入園後に教育認定に変更することはできますか。 3歳児については、教育認定児の受け入れをしていないため、保育認定から教育認定への変更はできません。そのため、 保育認定を維持できない場合は退園 となります。 ※ 保育園の利用継続を希望する場合は、求職中の認定に切り替え、求職中の認定が認められる期間内に新たな就労先を確保したうえで、就労証明書を提出してください。なお、本認定切替についても Q4 と同様の理由から、入園して3か月以内は変更できません。

Q6	子どもが集団生活に入るにあたり、心配なことがあるのですが相談できますか。
----	--------------------------------------

お子さまの成長、健康面等でご心配の方については、[保育園\(P.40\)](#)、ひがしうら総合子育て支援センター(うららん)または子育て支援課へ気軽にご相談ください。

Q7	児童発達支援事業所(なかよし学園、はるかぜ)等に通っています。入園に際して、どのような手続きが必要ですか。
----	---

成長段階を鑑みた移行時期、保育士加配の必要性等を三者間で事前調整する必要があるため、必ず通所施設に保育園への入所希望をお伝えのうえ、子育て支援課に[申請\(P.35\)](#)してください。

13.2. 保育時間等に関する質問(町立保育園のみ)

Q8	保育園に休園日などはありますか。
----	------------------

ゴールデンウィークの祝日(4月29日、5月3日～5月5日)と、年末年始(12月29日～1月3日)は休園します。

※ 春季(4月1日から入園のつどいまで)・夏季(お盆前後)・冬季(年末年始)保育期間があり、本期間内は就労等により保育が必要な方以外は、家庭内での保育をお願いしています。

Q9	基本的な登園時間(8:30-9:00)・降園時間(15:00)(P.11) 内での送迎が、出勤・退勤の時間の都合上難しいです。どのようにすれば良いですか。
----	---

保護者の就労等により保育が必要な保育認定児は、[早朝保育\(7:30-8:00\)](#)や[延長保育\(16:00-19:00\)\(P.44\)](#)が利用できますので、こちらをご活用ください。本サービスの利用可否は就労証明書等により、確認させていただきます。就労証明書の場合、**恒常的に残業等がある方は**、[就労証明書\(P.49\)](#)の備考欄に必ずご記載ください。

なお、早朝保育・延長保育の利用料は、通常保育料が無料の場合でも必要になることがあります。

※ 保護者のいずれかが休暇等を取得している日は、基本的な登園・降園時間内での送迎にご協力ください。

Q10	土曜日保育や祝日保育(P.11) を利用する場合は、その日だけ実施園へ連れていけばよいのですか。
-----	--

そのとおりです。なお、[祝日保育の利用料\(P.44\)](#)は、通常保育料が無料の場合でも必要となります。

13.3. 育児休業に関する質問

Q11	育児休業明けで年度途中での入園を考えています。4月1日入園を希望した方が優先的に案内してもらえるのですか。 一部私立園を除き、4月1日に入園される方も、育児休業明けで入園される方も同じように選考させていただくため、優先度に違いはありません。 ※ あしたがすき保育園は4月入園の方を優先して選考します(選考の順番:①4月入園の児童、②5～6月入園の児童、③7月以降入園の児童)。 ※ 夢ハウスめどっこ保育園では入園可能な期間が異なります。2027 年6月 30 日までの入園が可能。2027 年7月 1 日以降の入園はできません。
Q12	出産予定があります。出産後に父親と母親も育児休業を取る場合、上の子どもは継続して預かってもらえますか。 上の子が2歳児以上の在園児の場合は、継続して保育園に通っていただけます。ただし、保護者のいずれかが育児休業等を取得している期間は、基本的な登園・降園時間内での送迎にご協力ください。 上の子が0・1歳児の在園児の場合は、保護者のいずれかが育児休業を取得すると退園となります。

14. 注意事項

14.1. 入園申込に関する注意事項

1	指定期日までに書類の提出がない場合
書類の受取に来られた方や事前の電子申請をされた方も、入所申込に必要な書類を期日までに提出されない場合は、受付(入園)できません。	
2	東浦町で所得の把握ができない場合
保育料が高くなることや、保育料や延長保育料、給食費の減免を受けられない場合があります。	
「自営業の方」や「育児休業を取得した方や専業主夫・主婦の方など 2025 年中または 2026 年中の所得がない方」は、必ず 2027 年1月中に所得の申告をしておいてください。	
3	疾患を持つ児童の入園について
状態及び期間等の要件によっては、入園できないことがあります。	
なお、入園申込の際にはかかりつけ医の指示書を提出してください。指示書には集団生活を送るうえでの注意点(走らせるといけない等)を記載してください。	
4	同居の(生計をともにしている)保護者・扶養義務者の定義について
同居(生計をともにしている)とは、住民票上の世帯ではなく、地番及び集合住宅で部屋番号が同一の者を同居とします。	
ただし、同一・隣接敷地の別棟及び二世帯住宅に居住し、玄関・台所・トイレ・風呂・住民票等が別であり、かつ光熱費の支払いが別の者は同居としません。	
5	一斉申込以降に、年度途中の入園を希望される場合
入園枠を確認しますので、子育て支援課に問い合わせてください。入園枠がある場合は、入園する前の月の 20 日(育休明け入園の場合は子育て支援課が示した期日)までに必要書類をすべて揃えて子育て支援課に提出してください。町立園入園の場合、書類を提出後に保育園で親子面接を実施します。親子面接が終了後、入園の審査を行い、後日保育園入所承諾書等で入園のお知らせをします。	

14.2. 退園に関する注意事項

1	登園日数が月の半数に満たない場合
	入院や里帰り出産等やむを得ない理由を除き、退園となります。保育が必要な場合は一時的保育を利用してください。
	● 里帰り出産で在籍が認められる期間は、保育認定児の入園要件(P.33～P.35)の「出産」の認定期間です。なお、通園しない期間も保育料をご負担いただきます。 ● 町立園の場合、4～5歳児は教育認定児への変更で継続して利用することができます。
2	保育認定を満たさなくなった場合・町外転出した場合
	退園となります。町内転居等のために通園が困難になる場合は、前月20日までに各園にお申し出ください。

14.3. 離婚・結婚・税額変更等した場合の注意事項

1	世帯構成員及び住民税等に変更がある場合
	(1)変更内容を報告してください 世帯構成、保育要件及び住民税が変わった場合は、必ず園または子育て支援課へ申し出てください。在園及び保育料に影響します（離婚・結婚、祖父母との同居・別居、仕事の退職・休職、保育料算定者の税額変更等）。
	(2)保育料の再算定をします 世帯構成や住民税に変更がある場合は、保育料を算定しなおします。当年度分の階層変更申請については、当年度末までに申請があった場合のみ適用します。
	① 世帯構成等に変更があった場合 その事実が発生した日の属する月の翌月から適用します。
	② 税額等に変更があった場合 年度当初もしくは9月算定時に遡って適用します。

14.4. 給食費に関する注意事項（3～5歳児）

1	通園日数が少ない場合
	通園していない場合も、入所申込の際に申請していただいた利用期間内は月額分の給食費を負担していただきます。ただし、計画入院等の理由で1か月以上通園しない場合に限り、前月の20日まで（緊急入院等のやむを得ない理由の場合は別途協議）に申立書をご提出いただいた場合は、給食費を免除できます。
2	児童発達支援事業所等と町立保育園とで併行通園している場合
	両施設で給食を取る場合、両施設分の給食費を負担していただく必要があります。児童発達支援事業所等では利用分、町立保育園では月額料金を負担していただきます。町立保育園で給食を取らない場合は給食費を免除できます。



[2027年度 第1回
保育園・認定こども園
の入園案内 | 東浦町
ホームページ](#)

2027 年度東浦町保育園等入園のご案内（入園申込に関する手続き関係）

（発 行 日）2026 年 8 月 1 日

（担 当 課）東浦町役場 こども未来部 子育て支援課

（住 所）東浦町大字緒川字政所 20 番地

（電話番号）Tel0562-83-3111（代） 内線 142・内線 143

※ 最新情報は町ホームページ、町公式 LINE 等で配信します。プッシュ通知も設定可能な[町公式 LINE の登録 \(P. 16\)](#)をお願いします。